

平成23年（2011年）9月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成23年9月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年9月14日（水）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久量
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

（うち遅刻議員）

6 番 入江康仁

不 応 招 議 員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸		

職務の為出席者

議会事務局長	羽根川政昭	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5番 瀧本 攻

7番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から、欠席届が提出されております。また、6番 入江康仁君から、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

川端龍雄議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

日程第1

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 瀧本 攻君

7番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は5人であります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間が残り5分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、また、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、18番 北村博司君の発言を許可します。

18番 北村博司議員

おはようございます。一般質問につきまして、議長から許可をいただきましたので、事前通告に従って、ご質問を申し上げます。

ときどき時間配分を間違えることがございますので、今回はすべての事項について、まず最初にお尋ねいたしますので、すべて最初にお答えをいただきたいと思います。

それでは、通告書の順に従ってお尋ね申し上げます。

最初に、尾上町長、町長に就任されて2年目ですけれども、尾上町政の理念と、その実行についてをお尋ねいたしたいと思います。昨日、前者議員のお尋ねもかなりありましたので、重複するところは簡単にさせていただいて結構です。

1つ目は、住民目線ゼロベースでの見直しというのを、選挙にあたって述べられた。そういった基本理念がどういう論理なのか、この23年度の施政に基づいてご説明をいただき、具体的なお答弁をお願い申し上げたいと思います。

それと、瀧本議員がすでに何度もお尋ねになっておられますので、私からもちょっと確認の意味でさせていただきたいと思います。ここに瀧本議員の12月並びに3月の議事録を用意させていただいておるんですけれども、米沢の藩主であった上杉鷹山の施政を模範とされるということですが、鷹山の具体的な施政と、本町政の反映を具体的にお教えいただきたいと思います。

3つ目は、今月早々に、台風12号による記録的な大雨で、紀南地方、紀宝町をはじめ御浜町、熊野市で大水害がございましたけれども、職員を何度も派遣しておられるようなので、町長も、ご自身も行かれたかどうかわかりませんが、あの大水害が、どのような原因で、あの事態に至ったのか、その辺の客観的な検証をお聞かせいただきたいと思います。そ

の結果、本町の防災施策への課題をどう考えておられるかというものです。

大きく2つ目は、昨年の10月で合併5周年を過ぎました。10周年というのは1つの節目でございませけれども、合併特例債の終わる年でありませ、今後、若干の変更はあるかもわかりませけれども、その10周年記念として、町民が一体化した証としての統一的な町史の編纂を進められるお考えはどうか。実は、両町史は合併の何年か、かなり前です。刊行いたしておりますけれども、ほぼ同じ時期に。その後、簡単な年表のようなものが合併してから出されておりますけれども、統一の町史を編纂してです、特に合併前後の経緯を詳しく、明らかにされる、現職町長としての責任があるのではないかと。実は、両町史を見るというのは、町民にしてみれば、ごく一部の方しか読んでいる方は、両方読んでいるという方は、ほとんどないのではないかと思いますので、その辺を町民の一体化促進のために、この際、刊行すべきでないかと。大体4、5年はかかると、旧紀伊長島町史の編纂委員、私もさせていただきましたけれども、4年ぐらいはかかりました。資料収集から始めて。現代史ですから、そんなにかからんと思っておりますけれども、その場合、行政中心ではなしに、無味乾燥な行政中心ではなしに、社会史、世相史を書き加えて、町民が読んでいただかなければ意味がありませんので、その辺の編集に特段の工夫を凝らされたい。

それと、編集委員、普通は執筆者だけで構成するのが普通ですが、そうではなしに、編集委員会の中に執筆者と別個に、アイデアを提供する町民の参加の企画委員会をつくるべきではないかと、それは公募によるべきだと私は考えておりますが、その辺をお聞かせいただきたい。特にです、どうしても歴史学者、大学教授あたりを監修者に置いて、行政関係者が主導してやってしまうのが多いものですから、非常に一般の町民にとって読みづらい編集になってしまうわけです。その辺を避けるための工夫をお願いいたしたい。もしおやりになるんなら。

3つ目はですね、観光資源の発掘整備について、本町を舞台にした文学作品を、ご説明をいただきたいと思っております。そういった文学作品の舞台を巡る文学ロードの設定について、すでにお取り組みだと思っておりますが、その辺、どのようにやっておられるか。

それから、三重県の伊賀地方が生んだ、大変高名な江戸川乱歩の文学碑の整備計画を、お取り組みだと思っておりますが、現在、どう進んでおられるのか。名張市はこの間、市長のお話を伺いましたら、東京都の豊島区と江戸川乱歩で結ぶ提携、イベントをずっと展開しております。今年度も相当おやりになるようで、その辺についての認識をお尋ねいたしたいと思っております。以後、町長のご答弁の後に、再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

それでは、北村議員のご質問にお答えいたします。まずですね、住民目線、ゼロベース、基本理念どういうものかということにつきまして、お答えさせていただきます。私の考えている住民目線とは、住民の皆様と同じ目線に立ち、知恵と力を借り、一緒にまちづくりを行っていききたいと、そのようなことでもあります。ゼロベースとは、住民のニーズもいろいろと変わってきております。新しい需要に応えるためにも、古くなったもの、そしてすべてをですね、再度見直ししながら、ゼロから再考していききたいということでございます。

2年目の施策に基づきということなのですが、2年目の所信表明につきましては、総合計画に基づきまして、自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり、互いに支え合い、健康で生き生きと暮らせるまちづくり、地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり、豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり、自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくりを基本目標としてですね、それに基づく重点事業を、いろいろと考えさせていただきました。町民の皆様からの要望、緊急性、重要性の高い事業を優先し、実施することとして、住民目線、ゼロベースなどを基本理念として、ローリング方式によりまして見直しを行い、予算化をさせていただいているところでございます。こういったことをですね、十分行いながら、住民の皆様とともに、まちづくりを行っていききたいと、そのように考えております。

次に、上杉鷹山の具体的な施策と、本町への反映を具体的にということですが、私は、すべては住民目線で、すべては住民とともにを、基本的な姿勢といたしております。行政経営をさせていただいております。上杉鷹山公が17歳で9代米沢藩主となったときに、決意を込めた、受けつぎて、国の司の身となれば、忘るまじきは民の父母という詩、そして、為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけりを、模範としていきたいと思っているところでございます。

私も町長として、自分の仕事はどのような施策を町民が求めているのか。まず、町民の立場に立って、また、町民の声を聞き、町民を優先にした町政を行ってまいりたいとの姿勢でございます。鷹山公は、耳が痛いことを言う者を、しばしば左遷していたという米沢藩に怒り覚えていたことから、藩主となり、本当のことが言われるような環境をつくりたいという

ことですね、上書箱というものをつくりました。そういったこともございまして、私も皆の声という箱を設置いたしましてですね、役場に対する意見や暮らしに対する意見等をいただいているところでございます。

また、行政報告会や行政懇談会を開催し、町民の皆様からもご意見を聞かせていただく機会を、少しでも多くすることとともに、くるまざ会議や各種検討会議の委員会の公募も含めて、広く町民の皆様から意見をいただくことといたしております。また、私も土日はできるだけ町内のほうに出向くように心がけているところでございます。

紀南大水害の検証と本町防災対策の課題について、お答えいたします。まずもって、先日の台風12号は、紀伊半島を中心に多くの爪跡を残し、100人を超える死者、行方不明者の人的被害と、数多くの物的被害がございました。亡くなられた多くの方には謹んでお悔やみを申し上げますとともに、衷心よりご冥福をお祈りいたします。また、被災されました多くの方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、議員ご指摘の紀南大水害の検証ということですが、9月8日に開かれました三重県災害対策本部委員会議によりますと、熊野市では市内の中心を流れる井戸川が氾濫し、市役所付近が浸水したほか、土砂の崩落により集落が孤立しているとの報告でありました。

次に、御浜町では、町内に流れる3つの河川すべてが氾濫したほか、基幹産業であるミカンが水に使って影響を受けているとの報告でした。また、紀宝町では、一瞬のうちに河川の水嵩が増加し、大水害になったとし、現在も町内全域で断水状態が続いているとのことでした。また、土石流の発生などもあり、数多くの土石の崩落が確認されており、孤立した集落も数多く、いまだ復旧の目処も立っていないところもあるとの報告でございました。紀北町でも同様ではございますが、長時間の台風でありまして、雨雲が集中的に流れ込んできたというようなこともございます。そういったことから、導き出された豪雨であったと思っております。

議員、ご指摘の本町防災対策の課題をどう考えるかとのことですが、本町においても赤羽川、船津川、銚子川のほか、準用河川などさまざまな河川がございまして。今回、物的被害はあったものの、幸いにも死者、行方不明者を数えることなく、まずは安堵している次第でございまして。河川の氾濫には十分注意すべきですし、河床の土砂堆積の掘削など、県に要望するなど対処いたしております。一方、土砂災害に対応するため、最新の情報を得られるように情報の収集を図り、避難を促す場合には、速やかに避難勧告、避難指示を発令することが、大事であると考えております。

合併10周年としての統一町史の編纂にお答えいたします。

現在の町史は、海山町史が昭和59年に、また、紀伊長島町史が昭和60年にそれぞれ新町発足30周年の記念事業として発刊しております。町民の皆様には、旧町の町史はそれぞれご購入いただいておりますが、合併相手の町の町史はお持ちでない方が多いと存じます。これらの町史は、海山町史が3,000円、紀伊長島町史は町内の方は2,000円、町外の方には3,000円で、本庁企画課と紀伊長島総合支所総務室にて販売しておりますので、お求めいただければと存じます。

現在、2町が合併いたしましてから、6年を経過しようとしておりますが、町の一体化につきましても、醸成途上にあります。一体化を促進するためにも合併10周年を迎える平成27年には、式典等の合併記念事業も必要かと考えております。その記念事業の1つといたしまして、町史はふさわしいものと思っておりますし、また、町史そのものも途切れることなく、編纂すべきものであり、今後、既存の町史を引き継ぐものとして編纂を検討してまいりたいと存じます。また、議員ご指摘のように、編纂の際には、社会の世相の挿入や、町民参加による企画委員会の設置など、検討すべきかと思っておりますので、そのときには、どうかご理解、ご協力をお願い申し上げます。

観光資源の発掘、整備について、お答えいたします。

まず、その中で、本町を舞台にした文学作品についてであります。まず、田山花袋の南船北馬 紀伊の海岸では、田山花袋が27歳のころ、紀伊長島を訪れ、嵐屋別館に宿泊したときの様子が記されております。

次に、新宮市出身の佐藤春夫は、山妖海異という作品で、カンカラコボシを取り上げています。

名張市出身の江戸川乱歩は、大金塊という作品で大島を舞台にしたであろう、探偵小説を書いています。

ほかには、森嶋外の諺寺院原の敵討という作品に長島という地名が登場します。

ほかにも、俳句では三浦樗良、鈴木牧之、長井哀耳、折口信夫など句碑や句版、歌碑などがあるものもございます。

続きまして、観光資源として文学ロードの設立についてであります。先ほど申し上げました、当町を舞台とした文学作品のなかで、議員ご承知のように、すでに、南船北馬 紀伊の海岸で取り上げられた嵐屋別館は、老朽化によりやむなく取り壊しを行ないましたが、平成21年3月には、跡地にはゆかりの地としての文学碑を建立しております。

他の作品につきましても、当紀北町の自然や歴史を取り上げていることを幅広く情報発信し、当町の観光資源として、イメージアップにつなげていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、江戸川乱歩のことなんですが、江戸川乱歩につきましては、名張市と東京都豊島区の江戸川乱歩連携につきましては、江戸川乱歩の生誕の地である名張市と、死亡するまで31年間生活した豊島区が関わりの深い町として友好親善を深め、文化交流を進めることを目的に、平成16年3月30日に、交流都市協定書を取り交わしていると聞いております。また、県内においても乱歩が住んでいた、名張市、亀山市、鳥羽市、本籍や菩提寺のある津市の4市が、平成20年10月31日に、三重県知事立ち合いのもと、乱歩都市交流会議を立ち上げ、江戸川乱歩を通じた地域の情報発信に取り組んでいるとお聞きいたしております。

次に、江戸川乱歩の文学碑の整備につきましては、ご要望をいただいております、古道魚まち歩観会の方々と一緒に、さらに勉強して行きたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

ひとつお答えをいただきました。それではもう少し詳しくお尋ねをいたしたいと思えます。ゼロベースの見直しというのは、具体的な施策をおっしゃられませんでしたけども、典型的なのは紀北中学校の改築にあたって場所を変更した。前奥山町政がすでに予算議決をしていた旧長島高校跡地から、出垣内に変更したのは、最大のゼロベースの見直しだったと思いますが、なぜ具体的におっしゃらないのかですね、私は異論ありましたけれども、少なくとも町長のゼロベースの見直しを具現化したものだと、私は思いましたけどもね。異論はありましたけども、当時は。なぜおっしゃられないのか、その点、お答えいただきたいと思えます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すべてがですね、いろいろゼロベースで考えております。そういう中でですね、紀北中がですね、私は今、北村議員がおっしゃったようなことですね、方向転換はさせていただきました。そういう意味では、北村議員おっしゃるような代表となるようなものかもわかりませんが、すべてのことにつきましてですね、そういった考え方で取り組んでおりますので、

あえて一つ一つを申し上げなかったんでございます。その点をご理解いただきたいと思えます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

現在は、出垣内地区で建設が進んでおりますので、それ以上の議論は差し控えたいと思えます。

鷹山の姿勢、詩のようなものを紹介されましたけれども、あの方が簡単に行財政改革をできたわけではないわけです。数えの17歳ですから、満でいうと16歳ですね。やはり上杉謙信の末裔の上杉藩ですから、門閥勢力というのは大変なものだったわけですね。国元の家老職、国家老とか、いわゆるその重役連中はほとんど抵抗したわけです。それはご存じかと思えます。最近の野田総理のドジョウ論じゃありませんけれども、この方の一番、端的に表しているのは、池の中で飼われておる、これは江戸屋敷ですよ。上屋敷か下屋敷がちょっと忘れましたが、屋敷の庭園の池の中に放たれている鯉や金魚、鮒、それからどっか野生といったら、川からとってきた鮠とかそういう魚を、側近の者に見せながら、小姓に。この池を藩とすると、いわゆる国という表現しますけどね、当時。金魚や鯉はずっとここへ住んでいて動かん、何も新しいことはしようとしないと、鮒はその中間ですね。それで鮠とか、野生の魚は走り回って、餌を求めて走り回っておる。

それを指し示しながら、皆が鮒や鮠にならなあかんと、そやないと、17歳ですよ、数えの。言ったわけですよ。彼の改革意欲というのは、彼は九州の3万石という小さな小藩の親戚筋にあたります。そこから養子で迎えられて、門閥の重役らは言うことを聞かなんだら、いつでも離縁して、元の家へ帰すという動きをしてたわけです。その辺について、いかがでしょう、ご感想は。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ともかく17歳という年で、そういった方ですね、重鎮な方にこういろいろと意見を言う。それから改革を行っていく、これは相当強い意思がないとできないことだと思っておりますし、とても私では真似のできるようなことではございません。ですから、それを範としてですね、そういったものを少しでも、自分の考えの中で鷹山公のように、近づきたいという思

いでございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

当然、国元へ帰ったら妨害される。ご承知のとおり参勤交代で戻らんなんですからね。で、重役連中は徹底して妨害して、藩政の改革を。元へ、家へ帰そうとしたんですね。それで経過は抜きますけれども、クーデターが起こってますね、ご承知やと思いますが、7人の重役連中による。それを救ったのが養い親ですね、隠居してましたけれども。それで彼は、ここがすごいのはですね、民主主義の最先端を走っておったわけですよ、鷹山は。それで末端の足軽に至るまで、名門の藩ですから、上杉謙信を神様のように思う家臣ばかりですから。何を養子にしておいて、何を偉そうなというようなところがあるわけですね。ところが、末端の、この町で言えば、町民のすべての方々を一堂に集めて、こういうクーデターが起こったと、あんたたちはどう思うかって、意見を言わせたんですよ。そしたら、規則に則って処断すべきであるという声が圧倒的だったわけですよ。それで実は死罪にしておるんですよ、重役連中を。

ただ、あの時代ですから、当然そうなるんですね。藩主に抵抗したわけですから。ところが彼のすごいのは、何年か後に子どもたちを登用しておるんですよ。普通は子どもたちも死罪です、あの時代は。これについて、それが彼が人心を掌握した1つの象徴的なことです。町長は、目安箱を設置されましたけども、どう生かそうとされておられますか。鷹山は自分の、早くいえば、はにされておった人たちを奉公を受けさせて、その人たちを側近しておるんですよ。はにされる、同僚から嫌えんされる人間は、やっぱり改革の思いが非常にあって、人の嫌がることも周りに言うものだから、いわば窓際に追い込まれておった連中を集めたんですよ、自分の側に。そういう模範にされてるんだったら、現実に紀北町政で、それが具体的にどうやっていますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、皆の声ですね、これ6月、6、7、8か、設置されて、結構厳しいご表現の方が多いです。お褒めの言葉というよりも。それと提言もでございます。そういったものもですね、真摯に受け止めながら、やっていきたいと思えます。中国か、どっかだったですか、きげん

ありて国安泰とか何とかという言葉ありました。そういったふうにですね、やはり皆さんからいろいろ嫌なこと、ツケツケ言われると人間というのは、やっぱりあんまり気分いいものではないと思うんですが、それらをですね、真摯に促えながらやっていくことが、町民のためになると、そのように思っております。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

実は、上杉鷹山はその時代から大変な有名人です。名君と呼ばれた人は日本史の通史読んでも、あちこちにありますが、とにかく有名だったんですよ。それで三重県とどういふかわりあるかご存じですか、鷹山と三重県の。その藤堂家ですね、はっきり言って。ちょっとご存じでしたら、どなたでも結構です。副町長あたり知ってんじゃないかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

残念ながら、私、三重県との関連は存じておりません。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

実はですね、藤堂家も大変借財に、どこの藩でもそうですよ。だから上杉鷹山の改革を模範として、有造館ってありますね。今の津高の前身です。私は余計なことですが、有造クラブのメンバー、私、津高関係ないんですけども、有造館という藩校、その看板を、看板というのかね、学校の表示を、上杉鷹山に執筆を頼んでおるんです。それぐらい熱烈なファンだったんですが、それほど有名だったんですよ。

それで近年、何年か前に、全国の自治体の長にアンケート取ったら、やっぱり上杉鷹山がトップになっておりますね。だから、町長も多分その1人、まだかな、そのころは。まだかな。それぐらい有名だった人ですので、模範にされるんだったら、是非、ひとつ具体的にお取り組みいただきたいと思います。

それは何かそれぐらいにしておきまして、紀南水害の検証って、検証というよりも、私、今聞いておったら、県の報告みたいな感じですね。実は昨日、四條畷の自主防災会が来てま

すね。議会中でしたから、紀北町の防災施設を見学、意見交換に来ているわけです。これすでに今朝報道されてますんで、四條畷と本町との防災における今後の連携について、どのようにお考えなっておられますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

四條畷市とはですね、四條畷市・紀北町災害相互応援協定というのを結んでおります。そういったこともありますので、その地域的なものですね、海と山ということもありますので、そういったことも考えまして、本当に津波等につきましてはですね、こういった協定を大事にしながら、四條畷市とはですね、今後も友好を深めていくべきだと思っております。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

そういう意思、伝えられましたか。私はね、特にこの友好都市というのは四條畷だけですから、私どもは東日本大震災に行って、気仙沼に集中的に支援させていただいたように、友好都市協定が基盤になるんですよ。それはどこでも優先してされる。おそらく3連動の大震災起こったら、三重県は壊滅します。山の中であろうと、地震で破壊されます。先般の図上演習で、県がこの辺の図上演習における設定は、震度いくつでしたか。これはうちは危機管理課行っておるでしょう。職員派遣しておるはず、県民センターでやった。いくつになります、震度。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長に答弁いたさせます。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

すみません、大変申し訳ないんですけども、ちょっとそのところは勉強しておりません。すみませんでした。

川端龍雄議長

町長、ちょっとわからないの課長にちょっと、あまり答弁さすのも少しなんですから、その辺のこともちょっと整理していただきたいと思います。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

申し上げますけどね、鶴殿が震度7、紀北町で紀伊長島が6強です。を、県がですよ、県の想定はそれで図上演習やったんですよ。半端じゃないですね。それでずっと三重県内全域そうです。もうほとんどが5以上ですね。そしたら、町長が期待されている山間部の町村でさえ、大地震で崩壊します。そんなときに、応援に来てくれるのは、やはり友好都市だと思います。ですから、しっかりお付き合いを、別にそれをあてにするわけじゃなしに、向こうも起こるかもわかりませんので、どんな水害が、災害が。その辺について、もう本当に、ひょっとしたら真っ先に駆けつけてくれて、一番頼みになるのが四條畷市ということに、私はあくまでもなるような気がするんですよ。その辺のやっぱりお付き合いを、きちんとやってください。いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。実はですね、この台風12号があって、直ちにですね、四條畷の市長さんからもお電話いただきまして、そういったものを確かめあって、励ましのお言葉をいただいたところでございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

実は、先ほど検証という、私は特に紀宝町内では、住民に直接聞き取りをさせていただきました。4回ほどまいりましたけれども、死者が出たのが浅里という地区と大里地区ですね。この辺についての、いわゆる町長はその防災無線とか、戸別受信機の活用を大変おっしゃっておられますけど、現実はどうだったと思いますか。これは当然、うちから行った職員が調べておるはず。町長じゃなくてもわかっておる人はお答えいただきたい。あまり他市町の議論は軽くしたいと思いますけれども、現実はどうだったかお聞かせください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もですね、新聞で聞いた限りですので、事実とはどこまでなのかということがですね、避難勧告や指示が遅れたというようなお話もお聞きいたしておりますが、そういったことにつきましても、不確かな中、議会で申し上げるのは適切ではないと思いますので、このような表現にさせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

これは紀宝町は公的な場で説明されておられます。浅里という地区では防災行政無線も、いわゆる戸別受信機、あそこは防災ラジオと言ってますが、それも伝わらん。それで陸上交通も途絶しておいて、避難指示は伝わらなかったということは認めている。

それで、問題はですよ、実は皮肉なことなんですが、9月号のあその中身読むのはやめておきますが、広報に、9月4日から戸別受信機の配付を始めますと、こういう広報に出ているんです。実は、その配付の予定日はもうすでに災害で大変なことになっています。それで非常に皮肉な結果になったんですが、それで、あった防災行政無線は、実は放送できなかったんですよ。なぜか、これ理由ははっきり明らかにしていませんけれども、バッテリー切れか、あるいは中継器、子局、それらが水没したか、わからないということなんですよ。

で、問題はですね、水没するような位置に付いてたということになるかと思いますが。高いところで5mぐらい浸水してますけども、うちは今、町長が情報の確認を得ておられる防災行政無線の子局、あるいは戸別受信機の中継局、低いところはないですか。多分、把握しておられると思いますよ。海拔何メートルの位置に、スピーカーを言っておるんじゃないんです、私。子局なり中継局なりが、大体見ると柱の途中に立っている、くっついてますね。低いところはないですか。水没したり、バッテリー切れになるようなことはないですか。ちょっと確認したいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ないです。その高さがですね、どこまでかはわかりませんが、うちへ戸別受信機をして、外からも流します。それからZTVのL字放送とか、そういったものも流して

ですね、注意喚起をまずするというをやっておりますので、そういう状態にくるまでに、やはり注意喚起等をやりたいと思っております。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

いや、それを確認せんと、当時、これは旧町両方で戸別受信機付けてますね。あるいは防災行政無線はその前から整備してますね。安全な場所に設置するという、基本的な原理はなかったんですか。現実にはですよ、浸かってしまう、あるいはバッテリー切れの管理、どの頻度でやってますか。

尾上壽一町長

ちょっとお待ちください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、聞こえるという位置で、電波の加減で付けたということで、現実には、16年のとき、浸かったらしいです。はい、一部ですね。あの低いところがです。ですから、海山区にしてはですね、上げた。それから故障したものを上げたらしいんですが、長島区については、ちょっと把握できておりませんので、申し訳ございませんが。そういうことからしますと、やはり議員おっしゃるように、それも確認してですね、やはり変更できるところは変更すべきだと思います。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

実は、私の住んでいる古里だけは、私、区の人たちに確認しましたが、今度、避難場所から解除されたんですよ。自然休養村センターの前のところは割と高いですね、あそこは、ところが海側の堤防のきわのやつは低いですね。それは、これ片田先生によってもですよ、テレビを見なさいというけども、実は停電で、いわゆるテレビの速報は何にも流れなかった。そのためだけじゃないでしょうけれども、最初の3mの津波の高さで、町長、同じ話聞かれていますよ。うちの前は5mやから、大丈夫やって逃げなかった人が多いと。だから、あんまりそれを頼りにしないほうがいいと思いますよ。町長、ここで公的に言うのは差

し支えるかもわかりませんが、私の言うことは老婆心として聞いておいてください。大里というやっぱり死者が出ておる。ここもずっと聞き取りましたけれども、実は、私は聞いた。誰も防災無線放送や戸別受信機、あそこは有償でそのまましておったものでね、皆、どの家もあるわけじゃなかった。

放送があったかなかったか、断定できんけども、もうそのときは必死だったんで、聞いてないのが現実なんです。放送が伝わらなかったということは断定ようせんというのですよ、住民も。ただ、聞いてないというのです。それで柱になっておるのは消防団です。地元の消防団が強引に一軒一軒回って連れ出しておるんですよ。これは町長は消防団のトップですからね、団長がおっても町長の指揮下にあるわけですから、頼りになるのは最後は消防団なんです。皆、自主的に逃げてるんですよ。それで不幸なことに死者出ましたけども。

それと、あそこの相野谷川というのは、どこが管理しておると思いますか。これは副町長知っておるかな。河川管理はどこがやっておると思いますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一級河川で国だと思いますが、違いますか。

18番 北村博司議員

だから国のどこなの。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国交省じゃないでしょうか。

中部地整とか、近畿地整とか、そういう。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

新宮熊野川ですので、近畿地方整備局で、私ちょっと事務所まで知らないんですけど、おそらく新宮あたりにですね、河川管理事務所流域管理事務所とかがあるんじゃないかなと、推定いたします。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

あのですね、県内の熊野川の支川のうち、相野谷川の中流まで田辺です。近畿整備局の河川国道事務所というのがありますよね。電話番号見たらわかります。これどこやろと思って、そう思ったから私、聞いたんですよ。かけて、あんたとどここって聞いたら、田辺だと言った。それで、ここですね、その後、今、大分問題になってきてますが、輪中堤という特殊な堤防です。田畑、住宅ごと丸抱えにする。ほかでは、この近くでは木曾三川しかありません。これの高さご存じですか。副町長知っておるかな、海拔の高さです。陸上高やなしに。いや知らなかったら知らんで。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

確か新聞で見たのは、ちょっと海拔は 9.7だったか、記憶があるのはそういう数字でございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

東京湾の標準潮位で 9.4mです。これを越えておるんですよ。それで引き水で輪中堤が川側に転落しておるんです。それで、これややこしいことに、中流から上は三重県管理です。だから、もうきわめて複雑、ほかの支川は三重県ですよ。相野谷川だけが近畿整備局です。こういう行政が錯綜しておるのも原因の1つかなと思います。

それと、うちらとは、実は銚子川はひとつそのあてはまるかな。電源開発はダムを11つくっておるんですよ。北山川と十津川水系にね。それが、その上流がすごい雨でしたから、放流するわけですよ。一遍に水嵩が増えて、支川の水が出ていかない。で、うちはどうですか。クチスポが放流、この間したんでしょうかね。その辺の関係をちょっと明らかにしてください。水位上昇と、放流との関係ですね。これも電源開発ですから、西日本支社だと思いますけど、大阪にありますね、確か。ちょっとわかる方、お答えください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長から、答弁いたさせます。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

確かにですね、クチスボダムからは何回か放流はされました。危機管理課のほうでもですね、通知はきております。それとですね、便ノ山のテレメーターをずっと確認してございましたけども、そこらしのですね、クチスボダムの放流が原因で嵩が上がったとかというのは、考えられるとは思いますが、すべてが原因かどうかというのは、今のところ判断できないと思います。以上でございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

早い機会にですね、せっかくプロジェクトチームつくっておるんですから、その辺の検証をして、きちっとうちの防災対策に生かしていただきたいと思います。いわば他市町の不幸をもとにするように申し訳ないですけども、近くで起こったということですね、是非、お取り組みいただきたいと思います。

それと、町長、熊野市のケース、ちょっと勘違いしておりますね。七里御浜はですね、ご存じのとおり、皆、河口閉塞しておるんですよ。河口閉塞、浜が続いている。それであいことが起こるんですよ。それ以上言いませんけども。それで志原川というところだけは、国交省が緊急にポンプ車を何両か配置して、水を放り出してますけれども、井戸川はそんな状態、あそこ樋門があるんですけども、樋門にね、流木が詰まってあんな。それで問題はですね、上水道の水源はあっちもこっちもやられたということです。これについて、うちの便ノ山かな、銚子川は。それで長島は出垣内と、予備が下地ですね。大丈夫ですか。破壊されませんか。送水管まで破壊されてますよ、熊野市の場合は。水源地だけやなしに。大丈夫でしょうか。検証していますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

規模にもよりますんで、よくこの津波をですね、想定とか予定がですね、どこまでかというのが、ちょっとよくわかりませんので、ただ、16年の水害ではですね、便ノ山の浄水場は

大丈夫だったです。

18番 北村博司議員

水道課長、大丈夫ですか。

川端龍雄議長

水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

今ちょっと、その計画といいますか、ビジョン策定しているところもありますので、また、そこらも踏まえてちょっと検討したいと考えております。

川端龍雄議長

北村博司君、あと時間わずかです。

18番 北村博司議員

はい、わかりました。とりまとめます。

16年災害のときに、下地は水源が土が入ったんかな。それでしばらく止まりましたね。ライフラインで水がなくなるということは、これは悲惨なものです。トイレも使えないね。それで泥出しもできない。それで救われていたのは、大里地区あたりでは昔からの山水を生かしていた家が多かった。だから、上水道は普及したからといって、皆止めてしまうたかな、もともとの山水、農業関係では今でも生きておる地区もあります。やたら壊さんといってください。止めさせんといってください。で、そういった経験を、紀南の大水害の経験をもとにして、是非、本町に生かしていただきたいと思います。

最後に、町史のほうはおやりになるということで、乱歩の文学碑は近々おやりになるんですね。確認しておきます。

川端龍雄議長

北村議員、時間があれですので、質問だけ。

尾上町長。

尾上壽一町長

やるということではなしにですね、先ほどの答弁のように歩観会とも相談しながらですね、魚まちマップ等もですね、今後ありますんで、情報発信がどうやっていくかということも含めてですね、考えていきたいということでございます。

川端龍雄議長

以上で、北村博司君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。

45分まで休憩します。

(午前 10時 22分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 10時 45分)

川端龍雄議長

次に、12番 松永征也君の発言を許可します。

12番 松永征也議員

それでは、12番 松永征也、9月議会定例会一般質問を行います。

1項目ずつ質問させていただきますので、明快なご答弁よろしくお願いいたします。

まず、最初に、財政の現状についてお聞きをいたします。本町の財政の現状であります、急激な人口の減少と高齢化の進行、それに町内産業の低迷などによりまして、税収入は年々減少の傾向にあります。このような状況から、町財政は国、県からの依存財源や借入金に頼っているのが実情であり、厳しい財政運営が続いている現状にあります。特に、合併特例措置が切れる5年後以降の町財政を、強く懸念するものであります。今後、税収入の落ち込みに加え、歳入の40%を占める地方交付税が、段階的に今よりも6億円以上も減少していくことになるからであります。しかも、このような状況の中において、本町はこれまでの多額の長期の借入金を抱えており、その返済が今後も続いていくからであります。このようなことから、財政の健全化は待ったなしの状況にあると言えます。

それでは、まず長期借入金の状況につきまして、具体的にお聞きをいたします。平成22年度末における長期の借入金の残高は 119億 8,000万円に上っており、近年、増加の傾向にあります。町民1人当たりの額は、県下でもきわめて高い状況にあります。今後、5年後以降町財政を圧迫するものであり、強く懸念をいたしますが、町長はどのようにお考えか、ご所見をお聞きいたしたいと存じます。

また、臨時財政対策債の取り扱いについても、町長のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

さらに、銀行等の民間金融機関からの資金調達方法についてであります。どのように行われておられるのかについても、お聞かせをいただきたいと存じます。

次に、基金積立金の状況について、お聞きをいたします。基金積立金は、ここ数年増加しており、平成22年度末では40億 3,900万円に達しております。しかしながら、内訳を見ますと、財源不足や災害など、いわゆる財源不足対策に対処のできる財政調整基金などの積立金は23億 1,400万円であり、残りは育英基金など、いわゆる特定目的の積立金であって、目的以外には使えない積立金であります。積立金が40億円もあるから、財政は大丈夫だとか、よく聞きますが、40億円は特定目的の基金も含めた積立金総額であります。どうも40億円の数字が一人歩きしている感がいたしますが、町長はどのようにお考えか、ご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

また、積立金の40億円という多額の現金は、どのように管理、運用されておられるのかについても、お聞かせいただきたいと存じます。

次に、地方交付税の今後の見通しについて、お聞きをいたします。地方交付税で70%が返ってくるのか、70%をみてくれるのか、また措置されるのか、よくお聞きをいたします。しかしながら、地方交付税は補助金などとは違い、国は交付税総額をまず決めて、あくまでもその範囲の中において、その年の制度設計が行われ、交付されるものでありまして、その額が全額加算されて交付される仕組みではないと、私は理解をいたしますが、町長のご見解をお聞かせいただきたいと存じます。

また、合併特例措置が法的にも5年後以降、段階的に一本算定へと移行されます。これによって地方交付税が、最終的には年5億円ほど減収となります。しかも、人口の減少によって、さらに1億 3,000万円ほどが減少となる見通しであります。このことにつきましては、6月議会で町長のご答弁であります。歳入がこのように減っていく中で、逆に歳出では長期の借入金の多額の返済金が残ることになります。これでは、とても予算が組めない事態に陥

るのではないかと、5年先が本当に心配であります。町長のご所見をお聞かせ願います。

また、町税収入の今後の見通しについて、お聞きをいたします。町の基幹税であります町民税は、人口の減少と人口の高齢化によって、これから年金生活者が大半を占める町となりつつあり懸念されます。また、固定資産税におきましても、町内景気の低迷、災害や高速道路の延伸などの思惑もありまして、ここ10年来、土地等の資産の急激な下落が続いていると思われまます。町税収入の今後の見通しについて、どのようにお考えか、ご所見をお伺いいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員のご質問にお答えいたします。

長期借入金の状況についてですね。それでは、議員ご懸念のとおり5年後以降の財政状況につきましては、財政状況が厳しい状況になることは十分認識をいたしております。そのため、地方債残高につきましては、残高の抑制に努めており、できるだけ普通交付税に反映される有利な種類の起債を活用するとともに、行財政改革の推進による歳出削減や、基金の積み立てなどの取り組みを進めて、5年後以降の財政の健全性確保と、持続可能な財政の確立に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

臨時財政対策債の取り扱いについてでございますが、普通交付税の不足分を補う臨時財政対策債につきましては、財源が乏しく、歳入確保に苦慮する状況にある本町におきましては、基金積立額や繰越金などの削減により、借入を抑制することについては、現時点では検討いたしておりません。後年度において起債発行可能額の全額の補てんを受けることとされておりますことから、引き続き借入を行っていく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

民間金融機関からの融資調達につきましては、主に合併特例事業債について借入を行っております。借入先の選択といたしましては、利率が比較的低い市町村振興協会などからの借入のほか、民間金融機関から見積徴収を行い、最も低い利率を提示した金融機関から借入を行っております。借入時期につきましては、政府資金の金利変動を参考に、金利の動向と返済利息の発生する期間を勘案し借入日を決定をいたしております。

今後も資金借入先の区分により、合併特例事業債など民間金融機関からの資金調達が必要な資金について、適正な執行に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、基金の状況につきまして、このご質問につきましてはですね、平成22年度末決算での基金残高は、一般会計と企業会計を除く特別会計を合計しますと、約40億 3,900万円ですが、そのうち一般会計では、特定目的基金等を除く財政調整基金約15億 1,400万円と減債基金約 8 億円を合わせた23億 1,400万円が、財源対応としての基金と言えらと思います。議員ご指摘のとおり、私もこの金額は決して多い金額だとは思っておりません。

次に、積立金の運用状況についてであります。平成22年度の実績といたしましては、町内金融機関への定期預金による預金利息が、一般会計で 357万 5,058円、国民健康保険事業特別会計で5万 958円でありました。

運用にあたりましては、紀北町資金管理運用委員会設置要項によりまして、役場内部に会計管理者、財政課長、農林水産課長、水道課長、住民課長を委員とする、資金管理運用委員会を組織し、検討を行うことといたしております。ペイオフ導入後の預金による基金運用は、万が一の金融機関の破たんの際にも対応できるよう、預金の上限は、各金融機関で借入した起債の未償還元金と相殺できる範囲で行うことといたしております。近年の利息は低いことから、運用収入も多くはありませんが、安全性、確実性を基本に運用をしているところでございます。

続きまして、財政の状況についての地方交付税についてであります。松永議員ご指摘のとおり、地方交付税の総額は、国税 5 税の一定割合を財源とする制度設計であることから財源が不足する場合がありますが、地方自治体が臨時財政対策債を発行し、財源を確保することで必要な交付額が確保されております。

また、基準財政需要額に算入される地方債のうち、事業費補正係数を算出するための理論算入方式によるものについては、算入額が変動いたしますが、過疎対策事業債や合併特例事業債など元利償還金をもとに、需要額を算出する実額算入方式によるものにつきましては、それぞれの算入率に基づき基準財政需要額の算定において加算されておまして、本町の場合、その全額が普通交付税に反映されておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、5年先の財政運営についてのご質問に、お答えをさせていただきます。地方交付税につきましては、議員ご指摘のとおり、約 5 億円程度減少し、さらに人口急減補正はあるものの、人口減による影響分も含めると、それ以上の減額が見込まれることから、大変厳しい財政運営が強いられることが予想されます。

つきましては、今後 5 年間の中でさらなる行財政改革に取り組み、行政経費の縮減に努めながら、一方では、財源不足に備え、基金の確保も図っていくことが重要であると考えてお

りますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、町税収入の今後の見通しについてでございますが、今後、町税収入の大幅な落ち込みが続くと思われませんが、町長のご所見はどうかということですが、町税収入の調定額の推移を見てみますと、平成18年度、18億 1,295万 2,055円、平成19年度、19億 9,026万 7,443円、平成20年度、20億 2,656万 5,978円と、順調に伸びてきておりましたが、平成20年のリーマンショックの影響等によりまして、平成21年度は19億 1,455万 7,167円、平成22年度は18億 8,088万 1,574円と減少に転じております。

町民税につきましては、少子高齢化による就業人口の減少、年金支給開始年齢の引き上げ等により、今後も減少していくものと思われまます。

また、固定資産税につきましても、景気の低迷、災害不安等による地価の下落が続きまして、減少していくものと思われまます。

たばこ税は、平成22年度の税率の引き上げによる増加を除き、年々減少しており、軽自動車税も人口の減少等により、減少してきております。したがって、今後、世界及び日本経済の状況、東日本大震災の復興など、いろいろな要因も起因すると思ひますが、当町につきましましては、町税収入の増加は非常に厳しいものと推測をされまます。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

町財政の、県内の水準を見てみますとですね、現状からしてですね、借入金は極力、抑える必要があると私は思っております。借入金の状況はですね、22年度末で 119億 8,000万円、それにもなっておるわけですね。県下の状況なんですけども、町民1人当たりの額にいたしますと、紀北町65万円程度なんです。平成21年度の決算でいきますと、県下29ある市町の中で上から4番目、かなり高いほうです。22年度の決算についてはですね、どうであったのかね、もしわかれば県下の順位、ちょっと知りたいんですが、よろしくお願ひします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

堀財政課長より、答弁いたさせまます。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。22年度の決算におきましても、借入金の残高の1人当たりの順位としましては4位でございました。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それではですね、積立金でありますけども、最近でもですね、平成22年度で12億4,100万円積み立てしております。それでまた本年度、23年度でもですね、この補正予算へあがっておりますけども、3億5,400万円積み立てする予定であります。総額ではですね、約40億円になる見込みであるわけなんですけど、これだけのですね、積み立てができる余裕がね、あるのであれば、借入金をね、極力しない。借入金を減らしていくかんべんが必要なんじゃないんかと考えるんですけども、そのためにはですね、その臨時財政対策債、これはですね、ご承知のように地方交付税に代わって発行されるわけですけども、地方財政計画上のですね、財源不足対策としてのものですわね。

したがって、こんなふうには余裕が、積み立てするほど余裕があるんならですね、借りなくても、借りなくても、これは交付税の代わりに入ってくる、発行するもので、交付税でみてくれるわけですね、借りなくても。こういう借入金はですね、もう余裕があるわけですから、しないほうがいいんじゃないんかと思うんですがね、この点についてですね、ちょっとお聞きをしたいと思います。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。臨時財政対策債についてのご質問なんですが、基金が積めるだけの余裕があるんだから、起債の額をむしろ減らしていくべきだという、ご指摘だと思うんですが、基金、ここのところですね、少し積めたのはですね、やはり国の経済対策とか、いろんな結果でありましてですね、努力した結果で、たまたま基金へ積むことができたということでありまして、予算編成時におきましては、決して先ほど来、議員もご心配いただいておりますように、当初、決して余裕のある財源ではございません。臨時財政対策債も含めてですね、はじめて予算を組めるということでございますので、そのところはですね、結果的には基金があるんだから借りんでも良かったやないかという、ご指摘だと思うんですが、そののと

ころはご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

この2年で、先ほど申しましたように、16億円のね、積み立てをやっておるわけですね。そしてですね、借りて、また借りたところへ預けるといふ形になるんじゃないんですか。予算書を見ますとですね、119億円を借りて、その分に対する利払いが1億8,000万円かかっておるんですね、予算上。対してですね、積立金は40億円で3分の1ですけどね、予算では160万円ですわ。利息が、収入が、わずか。逆ざやですわね。決算ではね、もう少し増えるだろうと思うんですけどね、どういうことなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

利息につきましてはですね、先ほど町長が報告させていただきましたように、特別会計合わせて360万円程度ということでございます。ただですね、臨時財政対策債につきましては、政府資金のほうでお借りしておりますが、それは別としましてですね、その起債を起こすことに関しましては、全額交付税で戻していただけると、ご存じのようになりますね、という前提の中で、やはりですね、結果的、基金で積むということもございますが、先ほど来、申し上げましたように、決して、その数億、今年でありますと5億円近い金額だと思っておりますが、それを借りずにですね、予算を組むというのは、非常に困難なことでありますので、結果的に、基金のほうへ積めるような状況というのは、それだけのことだけではございまして、いろんな財源に対する努力によりましてですね、結果的に、そういうことができたということでもありますので、当然、交付税として交付されるべき金額であるものでありますので、本町といたしましては、それにつきましては活用を図っていきたいというふうに考えます。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

重ねてお聞きしますけども、臨時財政対策債は、借らなくても交付税がくる、みてもらえるんですね。理論計算でくるんですね。そういうものでありますしね、やっぱり借入金では

すね、将来世代に負担を残すことになるんですね。15年償還で、3年据置きで借りる。借りていると思うんですが、借りて使うのは我々なんですけども、これを返すのはですね、次の世代であって、そのときには我々はいないわけですからね。そういうこともあるんで、極力、借入金はね、それは合併特例債とかね、過疎債なんかはね、これは活用はしたら良いと思うんですが、臨時財政対策債については借りなくても、その分の元利償還金が交付税でくるわけやで、私はもう一遍、考えていただきたいなと思うんですが。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えします。松永議員、おっしゃられますようにですね、臨時財政対策債につきましては、交付税がそちらにすり変わるということでありまして、これ借りなくてもですね、確かに交付税算入されてきます。であればですね、借りないほうがということになるかと思うんですが、ただ、それは毎年、10万円やったら10万円でこう入ってくるわけなんですけど、その年ですね、財源にはもちろんなり得ないと、数億の財源にはなり得ないということが、同じことばっかで申し訳ございませんがということがあります。

それとですね、特例債、合併事業特例債ですとか、過疎事業債につきましても、当然、3割の自己負担というのが、自己負担といいますか、持ち出しというのが要ってくるわけなんですけど、ですから、それについての活用については、やはりよく考えながら、必要な事業を選択してということになるかと思うんですが、十分、ご承知のことと思うんですが、100%それについては臨時財政対策債については、補てんがあるということですので、それはやはり活用させていただきたいというふうに、お言葉を返すようで申し訳ありませんが、考えております。以上であります。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

将来のことを考えますとね、今年予算では5億7,000万円ほど予算化しておりますけど、町長、これのですね、全額じゃなくっても、こんだけ余裕はあるもんで、私、積立金をね、かなりしておるもんで申し上げるんですけどね、一部分でも、半額でもね、もう凍結というののかね、借りなくて、その代わり借入金を減らすという、ひとつね、考えを持ってほしいと思うんですけど、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃることもですね、十分よくわかるんですが、やっぱり財源としてですね、5億7,000万円、今、おっしゃったですね、事業をやっていくためには、どうしてもその5億7,000万円というお金が要ってまいります。そういったものを臨時財政対策債、つまり普通交付税の不足分ということは、町をやっていくのに足りないという部分ですので、それをどんどんですね、後年、13年にわたって入ってくるにしてもですね、15年ですか、なかなかそこを財調なんかで回すというのも、大変難しい部分もございます。

それと後年の世代にですね、借金残すというのも確かにそのとおりでございます。しかし、その注ぎ込んだお金はですね、後年の世代も使っていくハードとかですね、ソフトにも回しますので、まちづくりはですね、ずっと連綿として世代で担っていくという考え方でございますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

臨時財政対策債、これを減らしてですね、その合併特例債とかね、過疎債、そういうものをね、その分で増やせる勘弁はできるのかどうか、その辺はどうか。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

先ほど申しあげましたように、合併特例債、過疎対策事業債にいたましてもですね、当然、その目的に応じて借りるわけですが、やはり30%は町費の償還に対して、丸々持ち出しが、どうしても必要やと、算入があっても70%ということがありますんで、財源という意味ではですね、臨時財政対策債をお借りしてですね、で、100%補てんしていただけるという考え方に至って、活用していきたいというふうに考えます。以上であります。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

財源対策債は借りなくても国がみってくれるわけなんでね、私はこの件を指摘しておきたい

と思います。

そしてね、最近、銀行等の民間資金の借入れが増えておると思うんですけどね、これは国の経済対策としての国策であると思うんですが、多額の、億単位の借入れをするわけなんで、金額も大きいのでね、町長のご答弁ではちょっと言われておりますが、やっぱり金利がね、少しでも安い、安く借りるといふかんべんを、是非していただきたい。そのためにはですね、もう金利は変動しておりますからね、やっぱり情報の収集には十分心得てもらって、それで借入れの時期にしても金利の安いときをねらうということ、心がけていただきたいと思うんで、町長のご答弁にありましたけども、実際ですね、借入れは、そのようにされておるかどうか、どんなふうに借入れしていますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員、おっしゃるとおりでございます。大変、大きな金額を借りておりますので、そういった努力を精いっぱいさせていただきたいと思います。そういった細かいこと、ちょっと財政課長のほうから、はい。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

借入れ、民間資金をもってですね、縁故債ということで民間資金をもって借入れをする場合はですね、利率の見積を取りまして、一番、低額のところへ借入れを行うということでございます。

それから、時期につきましては、松永議員言われるとおりですね、やっぱり政府資金にしましても、その利率の変動がございまして、コロコロ変わるものではないとは思いますが、ただ、事業の精算が終わりましてですね、借入額が確定する時期でないと、もちろん起こせないということがございまして、そういう時期、傍観しながらですね、なおかつですね、その金利のこともよく研究しながら、時期は決定をしております。ただ、これまででいきますと、大体5月の借入れというのが、多くなっております。以上であります。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

積立金の40億円の運用なんですけどもね、受取利息は予算では160万円なんですけども、22年度の決算では350万円であったということをお聞きしました。160万円よりも増えるんでしょうけども、私はかなり少ないなという気がするわけなんですけども、この40億円の運用なんですけどもね、会計間の、その繰替運用ですね、これなんかやっておるのかどうかね、その状況をちょっとお聞きしたいんですが。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。繰替運用につきましてはですね、一番、最近の運用の例を申し上げますと、23年度2月から5月にかけての運用実績でありまして、8億円から最大18億5,000万円の運用を行っております。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

繰替運用にかなり活用されておるといことなんですけども、次はですね、地方交付税について、ちょっと再質問させていただきます。

5年後の平成28年からですね、段階的に地方交付税の算定は一本算定に移行されていくわけですね。これによって先ほど申しましたように、5億円からの減少となると、さらに人口の減少によって、1億円以上の減少も見込まれているということです。このような時期がですね、紀北町にも必ずやってくるんですね。法律に基づいて地方交付税は交付されておりますからね、法律はこうなっておるんで、6億円から収入が減るわけですが、途方にくれるような、背筋の寒くなるようなですね、時代を、これから5年後以降迎えていくわけがあります。したがって、それへの対応はですね、すべきであるわけなんですけども、そのためにはね、やっぱり地方交付税なんか人口割が多いですね。したがって、人口の減少をね、歯止めするという対策が必要ではないかと思うんです。そのためにはですね、やっぱり町内の産業を活性化させる、振興させることが大事で、それで若者の雇用を増やしていくということが必要だと思います。

それで、さらにはですね、やっぱり徹底した行財政改革ですね、無駄をなくすということも当然ですし、実はですね、神奈川県横須賀市なんですけども、ちょっと参考までに申します。これまで職員が3名でやっていた仕事を、2名でできないかということを実践してお

るそうなんですわ。思い切ったですね、取り組みを今、行っておりますけども、このようなことも含めて、これから行財政改革取り組んでいく必要はあるんじゃないかと思うんですが、どのような考えをお持ちでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員、おっしゃるとおりでございます。5億、6億円と減っていくわけですから、それに対応していかなければいけない。そのお金のことからですね、出口、うちからの出口ですと、やっぱりそういう事業の取捨選択もしなきゃいけないし、優先順位をきっちりと決めてやっていかなければいけないと思います。行財政改革の大綱がですね、前者議員のご質問もございました。そういう点につきましては、ちょっと総務課長のほうから答弁いたさせます。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

松永議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほど少し他所の市町のお話ございましたが、本町といたしましても、行財政改革の中の定員適正化計画というのがございまして、18年度から昨年まで34名の職員の減ということになってございます。また、その後、新しく策定いたしました定員適正化計画につきましては、23年度から27年度という計画でやっておりますが、これも200名まで、2011年から200名まで削減したいという方向で、現在進んでおります。

また、先ほどありました行革でいろいろ削減ということもありますが、数字的にも少し弾いてございまして、報酬、人件費、補助金等、その他19年から1、2、3、4年間で、約10億7,700万円ほど、これ以外にもですね、ほかにも関連するものいっぱいあるんですけど、これだけ抜き出しますと、約、それぐらいの金額の削減ということで、現在では計算を見込んでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

どうも、よくわかりました。

次にですね、町税収入の今後の見通しなんですけども、町民税の課税につきましては、これは本人の所得申告に基づいて課税するわけでありまして、固定資産税につきましては、税算定の基礎ともなる、その評価額は、町長が決定することになっております。したがってですね、適正な評価額の決定を行っていただくように、努めていただきたいと思いますんですが、それと3年ごとに評価替えが行われておりますけども、また行わなければならないことになっておりますけども、それは21年にあったと思いますので、来年、平成24年は評価替えの年ではないんかと思われまして。これからどのようなね、プロセスで評価替えの作業が行われていこうとされているのかですね、ちょっとお聞きをいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは固定資産のことですので、税務課のほうからお答えさせます。

川端龍雄議長

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

松永議員のご質問にお答えいたします。町の固定資産評価額の決め方なんですけど、国土交通省が毎年1月1日に、地価公示価格を公表しております。評価にあたっては不動産鑑定士に依頼し、最新の売買実例価格を基に算定しております。町の固定資産税評価額は、固定資産評価基準を基に不動産鑑定士に依頼し、3年ごとに評価替えを行っております。1月1日現在の価格を固定資産台帳に登録されます。次回の評価替えは、議員おっしゃるとおり、平成24年になります。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。次にですね、財政健全化判断比率、及び新地方公会計制度への対応についてをお聞きをいたします。現在、係争中の損害賠償請求事件であります、判決結果によっては、財政健全化判断比率にですね、どのような影響が考えられるのか、お聞きをいたします。

また、新地方公会計制度への対応であります、町の資産と負債の管理の状況をですね、

正確に把握しようとするものであります。全国的にも、すでに90%以上の市町村で取り組んでいると聞き及んでおります。本町の取り組みにつきまして、お聞かせをいただきたいと思っております。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きましては、係争中の損害賠償請求事件が、財政健全化判断比率にどのような影響を与えるかについてであります。この問題につきましてはですね、係争中でございます。このご質問には、控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、本町におきましての新地方公会計モデルについてでございますが、総務省方式改訂モデルにより、本年度中の公表に向けて、策定作業を進めております。なお、資産の洗い出しにつきましては、相当な期間を要するため、当面は、簡易的な資産管理方式を用いる総務省方式改訂モデルとして、段階的に資産評価の精度を高めて、将来は基準モデルに移行することとしておりますので、どうかよろしくご理解をお願いいたします。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

損害賠償請求事件につきましては、今現在、係争中でもありますので、控えさせていただきますけれども、しかし、この問題はですね、町財政を考えるうえにおいては、避けて通れない問題でもありますのでね、ちょっとお聞きした次第です。

地方公会計制度への対応でありますけれども、昨年も前者議員から同趣旨のですね、質問が出ておりましたけれども、総務省は23年度までに、すべての市町村に連結の財務諸表をですね、作成して、そしてまた公表することを要請していると思っております。本年度は作成することに答弁をいただいておりますけれども、差し当たっては総務省の改訂モデルで作成するという事なんですね。その後ですね、やっぱり本来の基準モデルに移行すべきだと思うんですが、その基準モデルの作成にあたってはですね、財務システム、現在の。それが大丈夫なんかとですね。もう1つは資産台帳ですね。この整備も必要になってくると思うんですが、何年ぐらいを目処に移行を考えておられるのかですね、その辺をお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員、おっしゃるとおりでございますけど、これ大変難しい問題であるというのは、松永議員も十分ご承知のことだと思います。その辺の詳しいところは、課長のほうからお話させていただきます。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。今年ですね、総務省の改訂モデルによりまして、今年度中に22年度決算につきましてつくりたいということでございますが、同時にですね、議員ご指摘のとおり、本来ですと基準モデル、すべての資産の評価をもってあたるのがですね、当然ということになりますので、段階的に移行、修正していくということで、改訂モデルのほうを全国的に用いて、入口はやるということなんですけど、将来的には、基準モデルに移行したいということで、本年度ですね、先ほどの質問にありましたように、その資産の管理システムにつきまして、導入する予定をしておりますので、ただいま準備を進めております。

ただ、システム入れたからパッとできるというものではありませんので、これからのものはそれは通じて入れていきますし、これまでのものは、洗い出しをしながらということになってきますので、まだですね、いつ基準モデルに移行、まだ改訂モデルもつくっておりませんので、そこら辺のともこうきちんと研究してですね、基準モデルにいつ移行できるかというのは、今ちょっと、いつまでというところは持っておりません。ただ、それに向けてですね、必要となる準備は合わせてやらせてもらっておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

この新地方公会計制度のメリットとしてはですね、4表の作成の中で、行政コスト計算書等が作成されることになってきますけども、これらの表によってですね、負債はどうかと、1人当たりの額が出るようになると思うんですが、1人当たりの額が出ることによって、全国の市町村とも比較ができると、これによってですね、他所との負債が多いとか、また、行政コストがですね、かかりすぎていないかどうかとか、そのようなこともわかってくるわけなん

で、そのようなことからですね、今後の行財政改革の方向性が、わかってくるのではないんかということですね、私も期待はいたしております。答弁は結構なんですけど。

それとですね、最後の質問をさせていただきます。東日本大震災におけるがれきの処理についてですね、お聞きをいたします。去る8月20日付けの新聞であります、がれきの受け入れ可能自治体が一覧に載っておりますね、紀北町もその中に入っております。突然の報道でありましたのでね、放射性物質等の汚染の心配もあってですね、不安を感じた町民の方も多くおられたのではないんかと思うわけなんです、真意はどうであったのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

がれき処理についてのご質問でございますが、被災地には今も膨大な量の災害廃棄物が山積みされておるのは、ご存じのことだと思います。迅速な処理が喫緊の課題となっておりますが、このため、環境大臣が市町村に代わって、災害廃棄物を処理することを可能とする特例を定める法律案が、平成23年7月8日に閣議決定されたところでございます。

去る8月20日付けの新聞で、がれきを受入可能と回答した自治体として、紀北町も報道されましたが、この件について、経緯を報告させていただきます。東日本大震災により生じた災害廃棄物につきましては、環境省より、平成23年4月8日付け文書で、三重県環境森林部ごみゼロ推進室を通じて、災害廃棄物の広域処理体制の構築に係る協力依頼、及び災害廃棄物の受入処理能力に係る調査依頼がございました。紀北町といたしましては、生ごみ等及び可燃性混合廃棄物を合わせて、年間約1,000tの受入能力がある旨を回答いたしております。しかし、現時点では、国における災害廃棄物の広域処理体制の詳細については未定でありまして、国や三重県及び被災自治体からの具体的な受入要請はございません。

今後、災害廃棄物の受入要請があった場合におきましては、要請内容について慎重に検討いたしまして、災害廃棄物の安全性を十分に確認したうえで、受け入れの可否について、今後、判断を行うところでございます。なお、放射性物質により汚染されている恐れのある災害廃棄物につきましては、平成23年6月23日付けで、環境省より、福島県内の災害廃棄物の処理の方針が発表されておまして、当面の間、福島県内で処理を行うという、方針が示されておるところでございます。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

被災地の復興につきましては、できる限りのね、協力は必要であります。また、町としてもですね、職員の派遣等も行ってきたところでありますが、その後、がれきの件については、県のほうからも何の話もないということなんですけども、今後ですね、この話が再燃した場合、執行部独断ではなしにですね、やっぱり住民とか、当然、議会には十分説明と相談をしていただきたいと思いますと思うんですが、この件について、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その件につきましてはですね、今後も、そういったご理解を得たうえで、やっていかなければいけないと思います。その前にですね、御浜さん、紀宝さん、熊野さんのごみの問題もございますので、そういった部分で、まずは紀北町は協力させていただく部分が出てくると思います。そういうことで、こちらは東日本のほうにつきましてはですね、また、そういった情報がありましたときには、お知らせしたうえで、ご理解を得たうえで、搬入を決めさせていただきたいと、そのように思います。

川端龍雄議長

以上で、松永征也君の質問が終わりました。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

(午前 11時 41分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

14番 中津畑正量君の発言を許可いたします。

14番 中津畑正量議員

14番 中津畑、一般質問、議長の許可を得ましてさせていただきます。

6月議会に続きまして、防災対策についてということで、少し細かなところまで町長の考えをお聞きしたいと思います。

1つには、自治会、自主防でございますが、要望のあった206件の避難路や避難場所の整備等は、年内にできるのかどうか、今の状況を、場所も含めて教えていただきたい。

2つ目には、避難路、避難広場の改修というものは、軽微なものではできるだけ日常管理もしていただくことが大事だと思っております。この作業というのは相賀区なんかでも、随分大きな避難路をつくって、随分参考にさせていただいておる自治会も多いし、すでに自治会、自主防においても、随分手前でね、自前でいろんな整備をされているのが、聞き及んでおるところでございます。

そのようにやりながらも、実際には避難通路にしても広場ににしても、高いところへ逃げるわけですから、当然、機材の要ることとか、高齢者も多くて、なかなかその人手がないということで困っているところもあろうかと思えます。そういうところには積極的に町も相談に乗ってといいますか、避難路、避難広場の整備については、積極的に手助けをしていく、そのことが大事かと思えます。このことについて自治会、または自主防に、どこまでどういう話をしているのか。本当に町内別に細かく説明が入るべきだと思えますが、今、一生懸命危機管理のほうもやっておるのは私も見ております。しかし、そこまで入っていかないと、1つの自主防災会全体で話しても、なかなか問題がえぐり出せないというんですか、細かなところまで把握できないということが起こりますので、どんな話をしているのか、ちょっとお聞きしておきます。以下、細かいところについては、また再質問で行っていきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員の防災についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の自主防災会、自治会等から要望のあった206件の避難路や避難場所の整備等は年度内にできるのかという、ご質問でございます。議員ご承知のとおり、今年4月に両区の各自主防災会に対しまして、避難路等の調査をお願いして、整備が必要なところの要望書を提出いただいたところ、追加分を含め206件の要望がございました。

このことから、本町ではすべてのご要望に対しまして、早急に判断する必要があったことから、要望書を提出いただいた、各自主防災会長・自治会役員などの皆さんと現地を確認し、相談したうえで優先順位を決めて、6月議会でお認めいただいた補正予算により、手すりの設置などや海拔測量などを実施しているところでございます。

しかしながら、各自主防災会からの要望書の中身を精査いたしますと、例えば、避難路の新設におきましては、用地などを確保するのに時間を要するなど、中長期的な観点に立ち、整備しなければならないものもたくさんあります。今年度内にはすべての整備は不可能であると考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の避難路、避難場所の改修、日常管理など、自治会、自主防災会とどこまで話し合っているのかのご質問でございますが、まずもって、相賀区をはじめとする自治会、自主防災会の皆様におきましては、自主的に避難路を整備していただき、改めまして感謝申し上げますところでございます。

議員、ご承知のとおり、3月11日の東日本大震災から町民の防災、減災に対する意識が急速に高まったことから、相賀区民をはじめ、各地区において町民の皆さんが自主的に安全な避難路を確保するため、以前使われていた山道などの再整備や、地元の建設会社等のご協力で新たに避難路を設けるなど、かなりのスピードで整備が進められております。

しかしながら、町民の皆さんの作業には限界もあることから、自分たちでできるものと、町が実施しなければできないものとの棲み分けを図る必要があると考えておりますので、今後とも自治会や自主防災会と話し合いながら、避難路を整備することが重要であると考えております。町といたしましては、自主的に避難路整備をしていただいた自治会をはじめとする住民の皆様の熱意にお応えするためにも、より安全で安心な町づくりに努めてまいりたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

1 番の、続けて質問をいたします。これは年度内にできないのであれば、どれぐらいかかるか、町が手助けしなくてはならない部分といたしますか、これから自治会、自主防のほうとも話し合いがあって、草刈り等ぐらいの話なら、何とか地元でできるのか、できないのかということも含めましてですね、この話をしていく必要があるので、現在、完了しているところはあるのかどうか。あったら、その場所を教えてください。

草刈り等もですね、高齢化でもうできなくなったというところも、確かにありますし、またあとで申しますが、具体的には、やっぱりいろいろ膝詰めで話すると、自分らの生きるために、命をつなぐために、この避難路については私らでやっていきますという、高齢の女性の方もございますし、避難する人たちにとっては、ここはやっぱり一番大事なところなんだという認識も芽生えますし、そういう意味で、是非話し合いを進めていっていただきたいし、そういう意味で、現在できているところの場所だけでもわかったら、お答え願いたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、6月にお認めいただいたものを含めてですね、今、鋭意行っているところでございます。そういう中で、単独事業の部分と、小修繕ですね、300万円お認めいただいた部分のところで、でき上がっているものがありますので、担当課より答弁いたします。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

それではですね、小修繕のほうの完成というのですか、その場所をご報告させていただきたいと思います。まずですね、6月にお認めいただいた場所ですね、11箇所を予定しました。それでですね、今現在、完成しているところというのは5箇所でございます。完成しているところはですね、道瀬の会館の手すり設置と、その避難路の転落防止柵の設置、それと中ノ島の避難路通路の手すり設置でございます。そのほか志子避難路改修工事が2箇所、完成しております。11箇所のうち5箇所が完成というふうなことでございます。そのほかにつきましてですね、鋭意進めているところでございます。

それとですね、工事につきましては、長島の往還町の避難路の整備につきましては、もうすでに完成なんですけども、あと、相賀の墓の上ですね、それは設計が今ですね、できつつあるということで、これから工事を進めるということでございます。そのあと、東長島井ノ

島地区のですね、工事につきましては、現在、建設課のほうに設計をお願いして、今後ですね、鋭意進めているというところでございます。進捗状況につきましては、以上でございます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

はい、ありがとうございました。この 206件のうちでね、これからだとは思いますが、先ほども少し申し上げましたが、除草とか、地ならしで簡単にできるようなところだったら、町内会の人にも自主防の人にも、ちょっとこう話をしながら、できるだけ自主防、自治会の人に話しかけを、勇気をもってしていかないと、とてもこの事業がどんどん遅れていくからという意味ではないですが、認識をきちっと持ってもらう。そこに逃げていくんだという、何か防災に関する避難勧告や指示が出たときには、そこへ逃げるんだという認識を、きちっと持っていただけるという、私も体験上、そういうことも経験しておりますので、是非、積極的にこの話は、できるだけ早急に進めていかななくてはならない。手が薄い中でですね、大変ご苦労が多いと思うんですが、消防の方にしても、民生委員の方にしても、いろんな立場でこの手助けは、お互いに助け合いますけれど、本当にそこまで手が伸びるかという、非常に難しいものがございます。誰の責任でもございませんが、ひとつ町のほうで積極的に、この通路、また広場についてはやっていただきたい。そのように思います。

それでは、もう1つ具体的に入りますが、この海拔表示ね、これは町が配ったやつですね。これについてはですね、この自主防の中できちっと意思統一がされているのか。と言いますのは、実際にこれがですね、この15mという表示、5m、10mがあるんですが、これについては三浦地区ではね、すでにもう海拔表示古いのもあって、自分の足下が海拔だということの考えの中で表示しております。だから、これについては貼ったら、かなり1m70cmの背丈の人やったら、それぐらい引かんなんのですね、これを貼ったら。そやけど、パッと今までのやつだったら、その表示が10mであれば、あっ、ここの足下が10mなんだなという、この勘違いの差というのは大きいですから、こちら辺は自主防なんかの会議のときに、この海拔15mという、こういう海拔表示をするときに、何か意思統一されてやられたのかどうか、そのところをお聞きします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、町が貼っていくのはこれからになります。はい、そういう意味では三浦とかですね、いろいろな避難路を整備していただいた方におきましてはですね、地域で貼っていただいているところもございます。今、中津畑議員お持ちのような感じがですね、次回もそうなんですけど、次回はこういう形のやつになります。その、ここだとか、いろいろ書いてないんですけど、貼った町の責任を、紀北町ということも明示するようになっております。

そういうことで、そのラインがですね、今、黄色でございました。そのところの高さを表示いたします。だから、今はそれは5 m、10m、15mでございますが、そのラインのところのメーターをあとから記載するように、そこ空けてございます。そういう形で、今後貼っていきたいと思います。そういう意味ではですね、先に進んでやっていただいておりますとこの自主防との差が、多少あるかもわかりませんが、たとえ足下に貼ったにしても、そのラインのところの高さが3.75とかですね、3.5とか、その線のところが、その高さだという認識でお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

はい。この部分ではあんまり長くはとれないんですが、質疑のときにも、この海拔については東京湾の表示等の質疑も出ました。それだけ、この海拔という書き方をね、いろいろ誤解されやすいと、しかも今まで貼ってあったやつと、かなり乖離するような1 m50も違うような、2 m近く違うようなところへ貼ったときには、かなり問題が出てくるのではないかという危惧するんです。それだけに自主防の中でもね、きちっと説明をして、全部に、その町民に今までのやり方とこう違うんだというような、周知徹底のやり方というのはね、やっていただかないと、これすぐポッポッと貼ってしまうと、とんでもない誤解が始まってしまうという思いがあります。是非、そこら辺は課長のほうでもよろしく説明をしていただけますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい、自主防災会でもですね、十分、今後やっていきますし、基本的には自主防、各自主

防で貼っていただければ、貼っていただくということですが、今回の場合、そのメートル記載がございませんので、あとから職員が書き込む形になりますので、基本的に緊急雇用で、今来ていただいている方に貼っていただくという形になっております。ただ、避難路への矢印等がございます、このほかにも。そういうのはやっぱり、その地域をよく知った自治会、自主防の方にですね、貼っていただければ、できればありがたいなと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

それでは、次にいきます。

私のほうから言いたいのは、この防災に対する考え方、防災に対する考え方は、やっぱりこの講演会がね、研修会とか、そういうものももちろん大事なんですけど、今までだったら、年に1回やってきた防災訓練というものはね、いかに大事なのかというのを身をもって知らされたんですが、そのわけは、またあとで言いますが、この防災訓練においてですね、実際にはこういう、ちょっとこれ延ばしましたけど、全戸に、私、町内会長しておりますので配りましたね、これ。防災訓練ということで参加をお願いしますということでね、私も配った1人なんですけど、これについては震度6で5m以上、これについてはですね、私も8月4日の防災会議のときにも一言いわせていただきましたけど、だからこうせいという意味ではございませんが、実際にはこの5m以上の津波来襲が予想されるということで書かれておりますが、これについてはかなりの人が首を傾げております。

といいますのも、東日本の防災、津波被害を受けてですね、これはあまりにも低すぎるんじゃないかと、少なくともそれは15m以上あるんじゃないかという話で、ここにちょっと三陸のあれがありますが、ここにはですね、実際の津波の高さの表示がございます。高いところでは38mとかありますが、この10mから20mの間の地区は5軒、20mから上は4軒という格好で表示出されておりますけれど、これについてはですね、28mだから28m以上登れとかいうつもりもございませんけれど、実際には地形によって違いますから、これは予想できるものでもございません。当町にとってもね。そういう意味で、この5m以上の津波来襲という想定はね、あまりにも違い過ぎるんじゃないかという、相賀のほうの方も声も聞こえてまいりました。それだけにね、これ本当に見直していくという、町長の当初の話もあったので、結構、これは15m以上になるんじゃないやろか、どんどん地山で、上へ上がれるところに避難すべき、その訓練だということでとらまえたんなら、それでいいんですけど、実際には5m

というのは、あまりにも間違っただ先入観を与えてしまったと、僕は思っております。

それと、もう1つは、津波襲来時の緊急避難場所ですが、これについても、例えば、これは長島区の関係なんですけど、この防災マップの中にはね、確かにこのとおりです。書いてあります。しかし、この防災マップと、今の東日本の状況とは全然違いますし、そのためにですね、各自主防災、各地区ではより高いところへ逃げるように、10分以内に逃げれるようにということで、いろいろの模索されて、想定して、こう逃げるところを探しておりますし、すでに探しております。今度の訓練でもそれを使いました。これはいかにも、三浦だったら5箇所しかない。それはもう相賀のほうでもそうでしょうけれど、それはいろんな自分の住んでいるところと近くへ逃げる、地山へ逃げるというのが基本ですから、これはこういう格好のやり方というのはない。これは昔、自主防や自治会が、ここに逃げますと出して出された地区だと思うんですが、これをそのまま入れるというのは、いくら忙しくても、あまりにも不確かなといいますか、不正確な案内ではないかと、そう思いますが、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

5m以上ということもですね、それぞれ今の段階では、地域として事情がございます。例えば、これが15mとしたときにですね、うち1箇所もないやないかと、皆、死ぬ訓練かと、極論してですね、口を悪く言えばですね、そうになってしまいます。そういった地域の実情に合わせた訓練をしていただきたい。そやけど、防災会議でも申しあげましたように、この3.11を想定したうえでの訓練をお願いしていくということを、お話させていただきましたし、担当課長もですね、そういったことを自主防災会議の中では、お話させていただいていると思います。

そういうことからすると、本当に皆さんの命を守るために、今のまんまの、今、おっしゃったことでは良くないと思います。そういうことで防災マップもですね、今、そこにお持ちのやつですね、それもですね、今8.7を想定した、県の想定に基づいたのをつくらさせていただきます。そういうことからしますと、今、おっしゃった中津畑議員の、全くそのとおりでございまして、避難路とかですね、そういったものを表示するマップをつくりたいと、そういうことで、この9月に300万円、詳しい数字は約300万円の防災マップの作成をお願いしております。

そういうことから申し上げますと、中津畑議員がおっしゃるように、これからですね、

そういったものに対応した、きちっとしたものをつくっていかねばいけないと思いますが、この防災訓練につきましては、そういった設定のもとにさせていただいたということをご理解をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私は、こういう案内を出すこと自体がね、住民の避難しようとする人のね、誤解を生んでしまうというところが、一番心配しているんです。だから、どうこうするというよりも、例えばですよ、この三浦地区でも今回の訓練では13箇所が増えました、避難場所が。これでは5箇所です。こういうような書き方ではね、やっぱり遠いところから時間かけてでも、ここへ行かんらんとする人もおるんです。それで昔から避難訓練をしてきたときに、三浦小学校へ逃げるということで、今までずっとやってきたもんですから、三浦小学校へ行ったらいいんかなという問いかけも、2、3ありました。そういう先入観を持って行動するだけにね、この避難の、いうたら場所なんかも、もうちょっとわからないんだったら、この上だけでもいいんです。避難場所を確認して、それぞれ逃げてくださいでもいいんです。だけど、この避難場所をこうやってしてずっと明記する限りは、もっと正確に自主防とか自治会に聞いて出すべきだと。これはおそらく先ほども言いましたけど、自治会からここへ逃げますという前にあって、このマップに載せてしたんだと思います。今度の見直しで随分違ってきました。全然違ってきましたから、そのところはきちっと押さえるべきだと、そのうえで、あれから、3月11日から半年があるわけですから、半年が経過しているわけですから、8月の時点で、その防災会議の中でも話があったとか、それは別にしても、実際に半年の間にこんな大きな津波が起こったら、これでは間尺に合わんし、もっと近くの避難場所へ避難路をつくって、あったら逃げてもらおうやないかという話が、当然あったし、しかし、ここの案内にはこういう旧態依然としたものをスッと出すというのは、やっぱり僕は、本当に住民としては命を守る避難だけにですね、誤解を招くんじゃないかという判断で、今日の質問させていただいております。どうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。その防災訓練のことはですね、それぞれの各地区の方がつくられたと思

います。そういった意味では、地域のその防災計画の場所をきちっと書かれたんだと思います。ですから、それは、例えばですね、町から一律にしたわけではございません。これは相賀区のやつなんです。こういう形になっております。ですから、それぞれの地区の人がですね、工夫しながらつくったものでございますので、三浦のおそらく自主防災会の皆様も、いろいろな考え方の中で、それをおつくりしたんだと思いますので、それはですね、今後、自主防災会、それから危機管理、それと行政とですね、いろいろ話ながら、今後のそういったご案内についてもですね、検討していきたいと思います。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

はい、最後にしますが、この三浦地区から出たにしても、この専門用語で、この僕もわからんのですが、町道生ヶ谷三浦線というのはどこにあるんか、僕も知りません。おそらく自治会としては、こういう書き方はしないと思います。額縁やったら額縁周辺、お寺やったらお寺周辺の高台にということになろうかと思うんですが、こういう書き方をしたら、僕も確かめたんです、自治会長に。これは自治会からこうやってして申告したから、こういう書き方したのと違うのと言うたら、いえ違いますと、こういう申告はしておりません。わしもわからんのやと、この何やら線とか、こう書いてあるけどって、そこはそんだけ行き違いがあるんだから、そういう点ではやっぱりきちっとね、聞き取りもして、こういう案内、訓練の案内を出す場合は、きちったもんを出していただきたい。今度だったら13箇所になってたら、13箇所のきちとした、その逃げる人たちがわかるのであればいいんですから、その地区の人で、相賀やったら相賀の人が、新しくできたここはここだということで逃げればいいんだと思いますが、そういう点で、今後、この問題については防災訓練の案内というのはいっと正確に、もっとやっぱり、ある程度、オオカミ少年になっても仕方がないから、本当に高いところへ逃げてもらうという意味で、是非、この案内を出していただきたい。そのように思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

誠に申し訳ございませんが、その案内がですね、その防災マップのを転記したかもわかりませんが、これうちに配ってこられた相賀区のやつなんです。だから相賀区は工夫して

ですね、相賀区の自主防災会、それこそ自主ですね。いわゆるそれぞれの地域でどうするかということも、新たな今、公園地域とか、新たにつくったところへ避難してくださいということをしております。これ地図もこちらのほう入っている。工夫しておりますので、もう基本的なそのデータはですね、今後、町としてもきちっとしたものを整理して、地域の皆さんに示すことが必要だと思うんですが、やっぱり自主防災ということではですね、いかに自分たちの地域の人を防災訓練に出ていただくかっていう工夫は、いろいろな地域であると思うんです。今回でも、例えば、本地地区はですね、直接山へ行く前に、この上へあがっていただいたりとか、いろいろな地域で地域なりの防災訓練の仕方がいろいろありましたし、私、視察させていただいても放水訓練もですね、やってみえたところもございます。

そういったことからすると、それこそ自主防災としてのですね、カラーを出していただくために、今回はその想定もですね、5 m以上とか、マグニチュード 8.7以上とか、あえてそういうことを、基本的な部分だけは町でお示しさせていただきました。しかし、あとは各自主防災会の訓練に任せさせていただいたのが、今回の自主防災訓練ということになっております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

おこうと思いましたが、ちょっと、あんまり開きがあるんで、危機管理の課長のほうに、一生懸命にやっていたいるにもかかわらず、こういうことは申し訳ないんですが、僕も自主防災会の会長にも問い合わせたところ、これは私もわからないんですということで、これは自主防災が、今、町長が言ったようにつくったものではないですね。これは回覧なんかと、広報なんかと一緒にね、僕ら町内会長、組長に渡すんですけど、これはすまんけど、これは確認、訓練のときにということで、町からきましたということで渡させていただいたんですけど、確かに三浦自主防災会という格好で入っているんですけど、自主防災会がつくったものではありませんね。そのところはどうか。そのところの確認だけしておきます。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。その裏面の避難場所につきましてはですね、防災計画書になったものをで

すね、写されたんやと思います。それでですね、印刷は、あくまでも町のほうが印刷しましたけども、ただ、考え方としたらですね、やはり自主防災会がそれを考えてですね、作成されたというふうに考えております。はい。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

明らかになったのは、あくまでも町がこれを印刷したと、中身についてはこうやってして書いてくださいということで、自主防災会から来たわけではない。その計画書の中で書いたということ、このマップのとおりですから、この避難場所についても、そういう理解でよろしいんですか。自主防災がこういうものをきちっと出してきたんだということなんですか、それを刷っただけだということなんですか。そこのところを、もう1回明確にお願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

長島区ですので、支所長、どういう形で、コピーも支所でされたんです。

川端龍雄議長

橋本紀伊長島総合支所長。

橋本一樹紀伊長島総合支所長

お答えします。これは自主防の会議のときに、一応、見本というのをつくってあります。それで各自主防災の会長さん方に、お宅はどのような格好で入れてよろしいですかということで、返事くださいということで、一旦渡しました。で、それ各自主防の会長さんが、これでいいよという返事をもって、各自主防単位で、それぞれの自主防に名前も変えて印刷しておりますので、自主防の会長さんは理解してくれておるものと考えております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

それでは、かなり平行線になっておりますので、今後、またきちんとした話は自主防災会のほうも、本当に大事なことです。あまりこの離れておると、もっと具体的に、より身近な避難場所として、避難通路としてやっていくという方向が望ましいのです。今後、詰めた話は、また自主防災会の方のほうへ話して、これはもう三浦だけではありません、ほ

かのところもおそらく見直しもして、いくつか増えていると思います。

それで、答弁のほうは結構です。

それから、ちょっと私のほうから、どうしても、これは言わないでおこうと思ったんですが、ちょっと報告しておきます。ていうのは、防災に対する認識とか、防災に対する考え方とか、いろいろ住民の方が違うところもございますし、そういう意味で、この4年前にですね、私こういう5人組という、こういうものをつくりまして、お互いに助け合おうと、防災には助け合うということで作りました。ところが、この4年前ですから、小学校に集合とか、津波は入っておりませんでした。今回の件で、誰に責任を持たすわけでもなしに、今度の訓練でもやってくださいと言ったのは、この方たちに声をかけて、大声で津波が来るぞうというような話でね、大きな声でもう叫びながら、今度の避難訓練もやりました。そのことによって、やっぱり参加者も増えたとし、実際にはそこへ来た人たちに、この広場に集合とか、どこへ避難しようということを決めてもらう。誰が決めるんでもない、その逃げる、隣組で逃げていただくということで、これをつくったわけです。これが今、67戸ある私の町内で146名の方がおるんですが、こういう方が、これをこれから利用しようやな、いいな、そのときに話したのは、先ほどの草刈りの話ではないですが、自分ら、ほかの人が手伝ってもらうときに、その人が逃げないのに、その人に手伝ってもらうということではできないと、そやから、お宅ら逃げるところで、何グループが寄ってくるわけですけど、その人たちで草刈りぐらいはやっていただけますか、自分らの逃げる道やからということで頼んだら、快く、ああ私らではやっぱしせなあかんね、そんなんはねという話で、だけど、高齢者の人や病気の人や、そんな人が、結構大変な状態にあるというのもよくわかりました。

本当に自主防災の会議の中、自治会連合会の中でも出ましたが、一番困ったのは、要援護者の関係です。この方たちについては、このまま私ここへ置いておいてくださいとか、いろいろ出ます。しかし、その人たちは少しでも動ける状態であれば勇気づけて、隣組やから、この車持ってくるから頼むよって乗って、皆で逃げようやなという話もできます。しかし、声をかけたさかいにって、中まで入ることもないし、実際には声をかけて避難通路を使って逃げる。それはこの避難場所は6箇所できました。この6箇所の中で手を入れなければならないのは3箇所、ほかの地区でもそうでしょうが、こういう助け合いの隣組ができると、非常にスムーズにといいますか、声かけもできるし、ケガしておったり、いうたら、その人が、もうテレビで頭打ったりしておっても、あとで人を連れてくるからな、そういう声しか出せないのが現実なんです。4軒組、5軒組であっても、高齢者の人が多かったり、女の人が多

かったり、ときには夜になって起こったら、畑の道を通るんやというおっでも、それは駄目ですと、かえってケガする場合もあるで、きちっとした道で、10分から15分のうちに逃げてくださいということで、この作成をしましたけれど、本当にこの隣組をつくと、良い悪いじゃないです。これはベストでは決してないと思います。大きな町ではこれはできないと思うんです。ただ、1つ共通していることは、相賀の地区でも、オーイ避難するぞう、津波来るぞうというような大きな掛け声をしていかないと、本当に逃げ後れてしまう。

私、過日も10日の日に、紀宝町にボランティアで行って来ましたけど、本当に知らん間に、水がどんどん上がってきておったんだと、それで、そういう声がどうしても大雨で、サッシを閉めてテレビ見て情報とろうとしておるだけに、聞こえなんだんやという話もあるぐらい、私の同僚も家を失くしてしまいました。私はボランティアで高齢者の、90近い人の一人暮らしの人のところへ行って、いろいろ荷物出しましたけれど、そういう方を本当に助けるためには、前者もちょっと朝から言われておりましたように、この本当に聞こえなんだんやとか、そういう話が出てくるんですね。そこに大きな声掛けの1つのメリットと言いますか、助け合いの精神が生きてくるんだという確信を持ったところでございますが、これはこういうものをつくる、つくらんよりも、実際には本当に助け合いの精神が、各地区で生まれないと、本当に町、消防の人、来てくれるやろう。民生委員の人が来てくれるやろう。町の職員が来てくれるやろう。それはおそらくほとんど不可能だと思います。

そういう点で、この、いうたら対応についてはですね、防災の対応については、千差万別ですけど、それぞれの状況も違いますから、町長、とにかく逃げる。高いところへ、より高く、より早くというのは、町長のモットーですから、私もそのとおりで思っております。それだけに、この皆さんの逃げる力ね、その助け合いの力をお互いにできるように、近所隣は普段よりより一層、こう仲良くなっていくといえますか、話ができるようになってきた。私はそのように思っておりますが、今後、もっともっとうるものを増やして、うちの村では増やしていけたらなと思っておりますけれど、実際に、この避難防災対策というものは、お互いに助け合わなけりゃ、1歳の赤ちゃんまで参加してくれましたし、小学校に行く、2歳、3歳の子も山の上まで登っていただきましたし、そういう意味では、本当に、しかし、手を入れなければならないところも多々出たのも確かです。これは僕らも手伝えるときは手伝いますということで、その避難の前にすでに草刈りをして、きちっとしてくれてあった人もおります。

そんな話をしただけでね、そういう町づくりというのは、やっぱり大事ななんかと思いま

すけど、これはできる、東長島、西長島、相賀というように、人口の密集したところでは、大声を出して、走りながらでも声を掛け合うて逃げることしかできないでしょうが、こんな隣組の関係はできないでしょうが、そういう意味では、この避難していく、その過程においては、本当にもう我先にというのはわかりますけど、人はもう仕方ないやないかというようなことでなくて、隣だけはやっぱり声を掛けていく、知らなんだということ、地震だけでパニックってしまって、津波のことはもうとんどったというようなこともあろうかと思いますが、そういうような助け合いの精神というものが、本当に大事なんだな、防災のときには特にそういうものが大事なんだな、そのように思いましたが、町長、この町でいかに要援護者の人を助けるか、町は何とかしてくれという話はたくさん出ますが、具体的には、本当に出せるのかどうかというのは、僕、疑問なんですけど、これはそういう助け合いの中で、こう声を掛けて元気づけたりするしかないのかな、ケガしておっても、あとで人を連れて来るから、ちょっと待っててなということで、今の人数ではできんからということで行くのと、黙って行くのでは随分違うだろうと思いますし、皆終わった、一段落したときには、素早く飛んで行って、ケガを手当てできることも考えられるし、そういうきめ細かなその話を、やっぱりしていくと、やっぱり障がいを持っている、足が痛い、腰が痛いという人も、車椅子で参加してくれたり、いろいろ良い面が出てきておりますが、このような考え方をせえという意味ではございません。是非、この避難訓練も含めてですね、正確な、よりわかりやすい、この言葉ですね、避難訓練をやっぱりきちっとやっていく、これ1年また先に9月になると、相当、やっぱり人間も忘れますから、これは1年1回の訓練が非常に貴重なもんだと私思っております。

そういう意味で、先ほど申しましたような、ちょっと誤解といいますか、お互いに乖離したような話の中での避難訓練というのは、できるだけ避けるように、難しい言葉を使わずにやる方向で検討していただきたい、どうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この津波避難につきましてはですね、これからも行政、そして地域、それでいろいろ家族とかですね、そういった単位で、いろいろと話していかなければいけないし、もっと詰めていかなければいけないと思います。

そういう意味では、今、三浦地区がですね、川口先生に、地域でどうやって逃げるかとか、

いろいろご教授いただいております。ああいうこともですね、いろいろな紀北町の中で、いろいろな地区でもやっていきたいと思っておりますし、講演会をですね、県なり、そういった先生をお願いしてですね、やって、意識の継続ですね、防災意識の。これはもうどんどんやっていかなければいけないと思っておりますので、それにつきましては、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

またそれと、声を掛けるということですね、大変、重要なことだと思います。これいろいろな先生のお話を聞いてもですね、率先避難者とあれと、自分が逃げること、特に地位が高い方とかですね、区長さんとかですね、そういう人たち、それと子どもたち、そういうものが率先避難となることによって、また自分自身が率先避難することによって、周りの人を避難を促すということでは、大変重要なことだと思います。

そういう意味では、この9月の予算にも入れさせていただいておりますので、お認めいただきたいんですが、各小学校に拡声器を配備する予算も付けました。そういう意味では、子どもたちを避難させるため、拡声器で逃げろという一言がですね、地区の皆さんにも届くように、そういう思いもこもっております。子どもたちのためばかりではなしに、ですから、率先避難ということはですね、いろいろな方もされるのに、大変重要なことだと思っております。

それから、あとですね、助けに行くということは、3.11を想定したとき、あまり適切ではないと思っております。津波てんでんこということも言われますけど、これは放っておいて、各自放っておけということではなしに、やっぱり中津畑議員が言われるようにですね、いろいろな意味で自分の命に責任を持つ、例えば、家族バラバラであっても、家族のところへ戻って家族を助けようとするんじゃないしに、こういった警報が出たら、家族は必ず逃げているだろうという、しっかりした自信を持ってですね、それぞれが逃げて守る。だから、そういう家族や隣同士の信頼をもとにですね、こういった各自が自分の命を守る行動をしなければいけないと思っております。

そういうことからすると、積極的に自助ということを考えていただく、行政や地域ができないから、我々が逃げなきゃいけないのかなではなしに、自分の命を自分で守るんだと、家族とともに守るんやということですね、しっかりと、やっぱり認識していただいたうえで、いろいろな防災意識の向上とか、講演会とかですね、自主防災会で、その意識を継続して、また高揚していくことが大事なんではないかと、そのように思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

あと何分ですか。もう時間も過ぎてしまったので、防災についてはですね、本当に奥深いし、本当に不可能に近いような事柄も出てきます。そこについては、やっぱり皆で知恵を出し合って、いろいろ自主防災の力を借りたり、民生委員の人の力を借りたり、消防の力を借りたりね、地域の人を助け合って、やっぱり1つの命でも助けやないかんということの前提で、今後、この取り組みをますます強めていっていただくことを、強く要望しておきます。

それでは、2番目になりますが、三浦、矢口防潮堤について、町長に少し聞いておきます。三浦、矢口浦地区の海岸保全施設整備事業として、三浦では1億4,700万円、矢口5,775万円、国庫補助が9,750万円スタートとして、5年で大体完了するということですが、矢口についてはノー堤防であります。三浦についても伊勢湾台風のあとでできた施設であり、すでに50年を経過しております。そのことを受けてですね、積極的にこの堤防をつくって、津波からも高潮からも守ろうということですが、基本的な工事計画、これはおそらく県へ丸投げといったら言葉は悪いですが、県にいろいろ計画から、設計から、工事の要請から、確定から、ほとんど全部が県に行くんかと思いますが、事前に、できたら地元の人や町の意見も入れてですね、この高潮のための護岸工事なのか。すでに全部取っ払って新しく建てるのか、そういうことも含めて、ご説明を願いたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三浦、矢口浦地区の堤防につきましては、三浦が昭和38年に、矢口浦につきましても、昭和37年から39年に整備されたものでございます。ともに整備後40年以上経過しておりまして、老朽化が著しい状況でございます。このようなことから、今年度から5カ年で堤防、樋門、陸閘等を整備する計画でございます。

全体事業費といたしましては、三浦が7億円、堤防370mの改修、樋門の新設、改修及び動力化を2基、陸閘の改修及び動力化を1基、測量、地質調査、設計業務等の測量試験費一式という工事を計画しております。

また、矢口浦につきましても、全体事業費が7億5,640万円で、堤防870mの改修及び補強、樋門の改修及び動力化2基、陸閘の改修及び動力化14基、測量、地質調査、設計業務等の測量試験費一式という工事を計画しております。

なお、事業費に対する財源内訳といたしましては、国が50%、県が35%、町が15%という内訳になっております。その専門性から、工事につきましては県のほうの委託になろうかと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

ちょっと答弁不足として、町長、このいうたら計画は、もちろんそうなんですけど、住民との話し合いといいますか、三浦の人もいろいろ嵩上げはできないのかとか、いろいろ希望もありますけれど、実際には防潮堤ということでは、かなり難しいのではなかろうかという思いもあります。そこら辺で、住民との話し合いはヒアリングといいますか、話し合いは何とか設計つくる前とか、つくったあとでも、そういう年度年度の頭にはやっていただけるのかどうか。その点だけ、ご答弁を。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、現在ですね、地区とどういってお話をしてきたのかということ、担当課長からお話させていただきます。農林課長のほうから。

川端龍雄議長

協農林水産課長。

脇博彦農林水産課長

三浦、矢口地区におきましては、事前に説明会を開催させてもらっております。また、今後、10月のまた新たな事業が進むべきようなことがあれば、説明会においても述べさせていただいたんですけども、随時、地元に出向き、県とともに説明会を開催させていただきまして、地元の方々の意見も取り入れながら、実施していきたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

矢口のほうも堤外民地があろうかと思うんですが、そこら辺のほうは基本的には買い取りということになるんですか。そこらまで決まっていなかったら、決まっていなかったでいいですけど。

川端龍雄議長

協農林水産課長。

脇博彦農林水産課長

奥側というのですかね、側につきましては、民地があるんですけども、できる限り、現在の矢口浦地区の堤防につきましては改修と、約50cmぐらいの厚みをプラス、50cmぐらいになりますので、できるだけ現在のところで、工事を実施していきたいというふうなことであります。これは実際、今からボーリングから始まって測量試験一式やってみたら、どうなるかというのがありますけれども、現在のところはそういう考えであります。以上です。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

まとめにいたします。矢口浦の防潮堤、三浦の防潮堤についてはわかりました。ただ、防災対策についてはですね、本当に住民の方も本当に真剣勝負です。これはやっぱり町の行政側もね、真摯に受け止めて、これ積極的にこれを図らんと、間違いなく近いうちに3連動になるか、2連動になるかわかりませんが、この地震、津波というのはもう避けられない状況が1つある。そういう思いですね、今後、行政もその対策についてはですね、力を入れていただきたい。そのことを強く要望いたしまして、私の質問終わります。

川端龍雄議長

以上で、中津畑正量君の質問を終わります。

副議長、どうですか。よろしいですか。副議長、中津畑副議長どうですか、よろしいですか。こちらへ、もしもよろしかったら。結構ですか。

次に、9番 奥村武生君の発言を許可します。

9番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので質問に入ります。

白浦の東南海地震に伴う津波対策について、現在、進行していると思うんですけども、現在から将来にわたっての施策を、決まっておるのをですね、未執行。

川端龍雄議長

皆さんに、奥村武生君にも言いますが、やはりマイクを利用せんとね、せっかくの立派な質問も、ちょっと町民の皆さんに聞こえないもので、是非、利用して。

9番 奥村武生議員

白浦の今から、現在から将来にわたって計画されているところをですね、お知らせください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、白浦地区の津波対策、今後から将来に向けての計画につきまして、特にですね、今、自主防災会から提出いただきました、要望箇所4箇所ありました。その内容は、避難路新設1箇所、避難路整備3箇所です。詳細を精査してみますと、高台へ逃げるための手すりの設置やソーラー街灯の整備でありました。町では、早速、自主防災会長、自治会役員の皆さんと現地で確認し、優先順位を決めて整備することといたしております。

白浦地区におきましても、比較的住家から高台への距離が短く、要する時間も少なく済むことから、小規模修繕等の整備を進めながら、ソフトの充実も同時に図ることを考えてまいります。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

担当課長からでいいものですから、やっぱり住民の皆さんも非常に興味を持っていることですから、ちょっと場所も少ないわけですから、簡潔にちょっと場所を説明していただけますか。私も自主防災会から出てきた地図の場所を持ってですね、現地を見ましたけども、確認しきれない部分があるんです。よろしくお願いします。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

はい、自主防災会からですね、町長もご答弁させてもらいましたように、4箇所進めております。まず入口のところでございますけども、その手すりの設置とですね、今回、そこを急傾斜が引っかけるといことでですね。それとかなり傾斜も強いといことでですね、今回、小修繕の中には入れさせてもらってないんですけども、まず、6月の小修繕はですね、白浦の中ノ郷の避難路の手すり設置ということで、1箇所予定させていただいております。

それでですね、9月の補正予算の中ではですね、白浦の、もう1つ中のほうにも道がありましてですね、避難路の排水路の蓋の設置と、それともう1つは、白浦小学校にですね、避

難するための避難路の手すりを設置ということで、この3箇所を現在、予定しているところでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

現在、お聞きしましたけども、その将来も含めてですね、4つの施策で白浦の皆さんの、住民各位の命と健康及び生活権は守れるとお考えですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、やはりハードだけで守れない部分がございますので、やっぱりソフトのほうもですね、十分周知していきながら、やっていきたいと思います。どれだけの人間が守れるということが明示はできませんが、とにかく人がなくならないようなことをですね、我々としてはやっていかなければいけないのではないかと考えております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私のお聞きしたのは、そのハードというふうに、町長おっしゃられましたけども、避難路というのはですね、逃げるためにはどうしても必要なもんなんですよ。前の先回の6月の質問でも、あるいは錦の避難路でもね、至るところにあると思うんですよ。そして前の質問でも町長に、避難路多ければ多いほどいいというふうに回答いただいております。そのことから考えて質問しているんですけどもね、避難路について、まず避難路について、あるいは堤防について、その施策について、私は白浦の住民の各位はそこへ十分避難できる体制にありますかということをお聞きしているわけです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の立場からいたしますとですね、白浦特定するわけではございませんけど、避難路はですね、やはり多ければ多いと言いましても、やはり以前からお話させていただけるようにですね、10分以内で避難できるようなところにですね、最低でも1つはつくってほしいとい

う、まず思いがあります。現在ではですね、3.11で改めてこの避難路のことを認識し、必要性を皆、各地区も住民の方もですね、やって、こういうことで頑張っつついていかなければいけないというお話でございます。

そういった意味からではですね、まだ6カ月ということで、なかなか進んでいない部分もでございますが、うちは前も申し上げましたように、2つの港湾、5つの漁港があるような、すべてがほぼ海に面したところですので、すべてに関して、やはりどこか、そういう10分以内に逃げるところをつくっていかねばいけないと、そのような方向で進んでおりますので、いくつつくったからすべて大丈夫だということは、なかなか申し上げにくいことではございますし、どちらかと言えば、逃げるというソフト面ですね、これを十分認識していただくことが、最も千年に一度ということをお話をすれば、大事なことではないかと思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

残念ながらですね、町長の言わんとすることはわからんことはないですけども、わかりまんですけども、私は完結性に欠けるということと、それから、現在のその4つの施策ではですね、これはすぐ逃げるというふうに言ってもですね、逃げる経路、あるいは避難場所の検証を行った場合にですね、私は守れないと思いますよ。それで、これ以上は求めてもですね、回答が出ないので、私のほうからご指摘申し上げます。

私の言いたいことは今言ったように、この4つの施策ではね、白浦の住民の皆さんの生活と健康、そして生活権は守れないですよということを、私は言ったわけです。これ以上求めてもできないと思いますので、改めて私のほうから若干、なぜ守れないかということをお話します。その点を、まず指摘させていただくわけですけども、一番、今、その内閣府の中央防災会議で言われているのはですね、かつてのその地震の記録を精査しろと、そして津波が来た痕跡を、でき得る限り調査に入れということを、各県に指示をしているわけです。で、この痕跡については三重県はやる気はありません、私の聞いたところでは。そしてかつての周期についてですね、これは白浦について、かつてどのような被害があったか、ご存じでしたら、ちょっとお聞きします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、各地区それぞれあると思いますが、残念ながらですね、各地区の状況というのは把握しておりません。ただ、過去も大事ですが、私はもう今、その20mなら20mを確保できるような場所をですね、行政として地域住民、自主防災会等の皆さんと協力してつくっていくことが大事だと思っておりますので、今現在、その方向で進めさせていただいております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

基本的にそうであってもですね、過去、重大なその事実があったということを見逃しては、これ私はないと思うんですよ。安政、宝永の地震がありましてですね、安政の地震がありまして、そして東南海地震がありまして、そして現在に至っておるわけなんですよ。その安政の地震と津波のときにですね、文献によりますとですね、白浦 200戸流出とあるわけですよ。なぜその 200戸流失に至ったかということですね、これやっぱり行政として、県でもそうなんですよ。そこをやっぱり十分把握して調査をして、そういう 200戸が流出するような事態が起こった地形なんですから、ここは。地形なんですよ。その対策をやっぱり十分とってもらわなくちゃ困ると思います。

で、その白浦はですね、ここが城山、そしてここが島勝のほうの山へ被さっていく山なんですけども、ここに非常に窪みがあるわけですよ。そしてここは波高と言います。波に高いという字です。ここが白浦が正面から来るのは、今、堤防がありますので、一定限、何分の1かになるか知りませんが防御はできたとしても、ここの側面をですね、やられたらひとたまりもないわけです。壊滅状態に陥るということは、白浦の皆さんも言っているわけですよ。はっきり。おそらく安政のときの地震も、ここを越流してきたことは間違いのないわけですよ。だから、ハードは後回しというふうになっておりますけども、ここはやっぱりどないしてもやってもらわな困る。そして土建業者とも、土木の専門家とも話をしましたけども、ここは最低15m、上の幅が4m、下の幅が8m必要だということをおっしゃるわけですよ。でなきゃ、ここは守れないですよ。白浦はここがまず第一なんです。

それから、あとはその大挙して逃げるのは、島勝のほうへ山越えの道が全く整備をされておられません。ここに相当逃げるはずですよ。それから、白浦の入口は後回しにされておりますけども、その神社のところですね、小さな神社のところ、新屋敷の人、いわゆる白浦の入口の皆さんが、そこまでたどり着くのが精いっぱいだというわけですよ。学校まではよう逃げ

んと、だったら、そこで何人そこへ待機できるかと言うたらですね、もうごくわずかなんですよ。だから白の人の要望というのは、その階段の上へですね、その小学校のほうへ抜ける、昔の矢口へ抜ける旧道があるんですよ。そこへ結ぶ、簡単でいいわけですよ。散策道さえつくってもらえれば、そこへ避難できるわけですよ。このところへ、神社の横は10人がそこらですよ。ここへ待機しててですね、それで断続的にその津波が襲ってきた場合にですね、下へ下りられないわけですよ。だったら、そこへ何時間も待機しなくちゃならないという事態が起こるわけですよ。

このことをも想定しないとですね、単に、その自主防災会から、自主防災会否定するわけではありません。言ってきたのだけではね、私は言いたいのは極めて不十分なんですよ。これ私は白浦へ入って何日間も、延べ4日間も入って皆さんの聞き取りをしております。そして私も白浦の4分の1ぐらいは親戚筋にあたっているもんですから、十分、腹を割って話をしております。なかんずく言われるのは、幸いにも白浦の中央を神社へ行く高い石段が走っているわけですよ。それに向けて山の中腹から中腹へ道をつくってもらえれば、情報の共有もできますしね、それで場合によっては白浦の小学校へ避難するということも可能になるわけです。今の状態ではいくつかに分かれて、多分4つぐらいに分かれるんじゃないかと思えますけど、避難する場所は、何時間も待機できるようなところじゃないわけですよ。その点で私は、どこの集落にも通用する話だと思うんですけどね。情報の共有と避難体制の確立のことも、やっぱり考える必要があるのではないかと思うわけですよ。

次にですね、白浦の堤防のところに水門があります。先日、消防団の方とちょっとお話を、しましたけども、水門のそのバルブについて誰が閉めるのか、それで閉めなかった場合にどうという影響があるのか、町長、ご存じでしたらお答えください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水門がですね、その閉める、閉めんという話ですけど、これはいずれの地域においても同じ話なんですよ。そういう意味ではですね、本当に議員おっしゃる心配はよくわかるんです。ただ、3連動すればですね、もう今、紀北町にある堤防はほとんど乗り越えるんじゃないかというような状態でございます。

そういうような中で、水門を閉めに行くのが適切なんかということはですね、これからいろいろな先生のお話も聞きながら、まず逃げるということが必要なんではないかと思うんで

すが、私もそういった消防団の命やですね、うちは樋門や水門、消防団に委託しているものですから、まずはやっぱり消防団の方もですね、そういう3連動を予測されるような地震であれば、逃げていただくしかないのではないかと考えております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私が言いたいのはね、誰が閉めに行くということじゃないんですよ。私はおそらく無理だろうと、そしてそういう過酷な要望をしてはならないと、私は思うんですよ。とするならばですね、この白浦の水門を閉めなければ一瞬の間にですね、白浦の町を走っておるその排水が全部噴き上がってくるというんですよ。だったら、1箇所だけ排水が噴き上げる場所が電気がついてなくて暗くてですね、そこへ果たして行けるのかどうかという疑問を持っているわけですよ。島勝へ抜けるその山越えの道の一步、また東側の道なんです。そこから2本目のところへ行く道が噴き上がってくるんじゃないかという、おそらくあそこは通れないだろうと、だとするならば、どこへ逃げるのかという問題も出てきておるということを、指摘しておきます。

それからですね、したがって、避難誘導灯ですか、それがもう随所に白浦は必要だと思います。ソーラーはもちろん、島勝へ行く山越えのところには、どうしてもこれは必要です。そこへ行く手すりも必要ですということは、白浦の方が言うております。転落しますがな、下へ。下の人家のところへ。そういうきめ細かなことがほとんど、ほとんどと言ったら失礼ですけども、掌握されていないということなんですよ。だから、自主防災会の皆さんを否定するわけじゃないですよ。そこだけに依拠すると、こういう問題が起きますよということなんですよ。これは島勝へ行く道は長江の道といいます。長いに江戸の江です。

それから、町長、3連動と言われましたけども、現在は4連動と言われているんですよ。その辺のちょっと認識を、4連動に対する認識があるかどうか、ちょっとお聞きします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3連動、4連動、いろいろと新聞や雑誌でですね、見せていただきますもんで、それは認識はございます。はい。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

引本浦の避難対策についてお聞きします。対策については自分の地元ですので、具体的に、この間のやり取りでいろいろ聞いてますけども、引本の人口は長浜を除いて何人だというふうに認識されているでしょう。これは避難の場所と非常に重要なかわりがあるんです。それから長浜の人口はどれだけだというふうに、もしわかればちょっと。掌握しておるようだったら、どなたでも結構です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

きちった数字はわかっておりませんが、引本長浜 1,000人前後じゃないでしょうね。詳しい数字が、今、ここに手元に持っておりませんので、申し訳ございません。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

選挙に見えた方が 996人ですから、掌握しているところでは、おそらく 1,200、1,300人じゃないかと、昔は 1,500人あったわけですけども、と思っております。その中で、やっぱり長浜が 220人だったと記憶しております。

それですね、今、具体的に逃げるところが4箇所あるわけですけども、その4箇所の大きい、これは確かに大きいところなんです。しかしながら、有効に作動するのは2箇所なんですよ。その辺の認識というのは、ちょっと問うのは酷なような気がいたしますけども、具体的に話をしますと、引本公園の登り口とですね、それから井戸端さんというところからの登り口2つなんです。そしてあとの1つは天理教さん。それで学校の裏というふうになるわけですけども、天理教さんのところについては、4月29日に町長に来ていただいてですね、ボランティアでこういうことをしなくてはならないようなことでは駄目だと、これは4年前から治山に、私は何回も言い、何回も、急傾斜と重なっているもんですから、治山及び急傾斜の皆さんにも来ていただいて、何回も話をしておる前提のもとに町長に言って、そのときに町長は県のほうへ上申をするというふうに、お答えいただいたわけですけども、その約束は遵守をしていただきたいと私は思います。

それから、引本の小学校のことにつきましてはですね、前から今度の最後のときに申し上

げるので申し上げますが、賛成討論するときに申し上げますので、申し上げますが、大川小学校で起こった例というのは、前にも申し上げましたよね。それで2日前に震度5の地震が起こって、学校の先生はこれは心配だということで、行政に問い合わせたけども、行政は何のあれもなかったと、その直後に、2日後に起こったと、それで75%超の人がなくなり、そして生徒が、今でもまだ揉めてます。そして1人の残った先生が入院されておるということで、その後どうなったか存じておりませんが、もうそういう自体をね、二度と繰り返してはならない、この教訓をしなくちゃならないという点から、私はいろいろ言っているわけです。

だから、私は言いたいのはですね、なぜ、現地を見ればですね、一般廃棄物を取り除く、取り除かんの以前にですね、小学校のほうから上がって、危険な三角のところが危ないところを通らないと上に行けんわけです。だから本工事をする前にですね、そこをもう簡単に行けるように、そこを均すことぐらいできるわけです。そういう発想がないんです。ないということは非常に残念なんです。本工事以前の問題。それもね、着手するまでに、今回予算が通っても2カ月や3カ月あると思うんです。なぜ、そこの危機管理課としてね、それをしないのか。わからないのかということ是非常に残念ですね、これは。

それから、かつて今まで随分引本の問題で、危険なところをその、私は前の中原危機管理課長と半年にわたって引本、随分、何十回と歩いているんですよ。測量もしてます。その結果、中原氏のあとの管理課長に引き継ぎましたけども、率直に言って、もうほとんどが野放しにされてます。これがはっきり言って私の怒りの原点にもなっておるわけです。というのは、命と健康の問題だもんですからね、ただ単に、側溝の蓋をしろとか、そういうことじゃないわけです。例えば、長浜の、私は何回も言いましたけども、真ん中を流れる川のその手すりがないために、車が今まで3台転落していると、それで、さらにそこへ今度は津波になれば、そこへその周辺の人が殺到するわけです。だからどうしてもこれは手すりが要るということも言っております。

それから、引本の公園についても、その手すりは先回の工事でしたけれども、手すりに対して、その漁師さんが使うような網をかけて、上からの落石防止をする。浮石の調査や地質調査がされていない段階においてですね、そういうことをしないと、網をかけたらどうかということも、これもされてない。新しい工事のところでされた引本公園のところでも、その上方のごろ石をとって、きちっと掃除をしてくれるという、予算に入っていると聞いたけど、それもされてない。

あるいは、この間、中口冷蔵さんの裏のところでやってもらいましたけども、皆さんが言うてきたのは、武ちゃん登ったけど、あと行けんやないかって、何であそこで町長が、力を尽くしてくれて、山の木を数千万円かけて伐っていただきましたけども、そのあとの処理がね、できてないんですよ。これはもう完全に職員がね、もうちょっとしっかりしてもらわないと、町長に助言、あるいは町長の考え方を先取りしてでも、あるいはフォローしてでもしてもらわないと、こういう問題が起きるんですよ。私、県へ直接上申して、その 518番地の上の手すりをつくってもらった。ところが、これではあかんよというふうに言ったけど、県は強行した。そしたら当然のごとく落石があった。それでまた 500万円かけて、上へさらにつくり直した。しかし、そのときに、そこに逃げれるようにね、芝生を植えてもらう、植え込んでもらってあるわけです。今回伐ったのは、その芝生の上、木を倒したままになってるんですよ。そんなチャランポランなことでは、もう行政は困るんですよ。せっかく町長がやってくれても、町長の部下がしっかりしてないから、こういうことが起きるんですよ。それで、改めて町長がそこへやっていただいたことについては、この場をお借りしてお礼を申し上げておきます。

それから、最後、この引本の最後やけども、天理教さんの裏はね、急傾斜なんです。だから、素人ではなぶれません、これは。だからここへこのあいだ来ているのは、町長、危機管理課長でも結構です。何人避難してきたか把握してますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

把握している、ちょっと時間お待ちください。危機管理課長から答弁いたさせます。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

はい、お答えします。天理教の避難路のところですけども、98人というような報告を受けております。天理教のところの避難路ですね。98人の報告を受けております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

そういうふうなその、誰にどこへ行けというふうな、多分指示はしてないと思いますけど

も、そういう状態で一番よく集まってきておるんですよ。したがって、そこは今申しましたように急傾斜です。それでこの山を熟知、昔も崩落が長浜1箇所、北町の中でも1箇所あったわけですよ。それでここはもう前も申し上げましたように、大きな岩が上から落下した部分でもあります。それだけに、治山がするとは言っているみたいですが、県の。その状況が変わって、ここは大規模な、ここを避難路とするならね、大規模な土木工事が必要だということで、町長には、是非これをお願いしておきたいと、強くお願いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今まではですね、引本公園の登り口という観点から、やっておりましたが、この3.11ができましたので、避難路の整備ということでですね、もっとそういった避難路ということで、積極的に、県のほうへも申し上げていきたいと思えますし、県のほうの姿勢もですね、この3.11を契機にですね、そういった急傾斜を避難路整備に絡めていこうという動きもありますので、それも合わせて要望していきたいと思えます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

それから、この間、引本小学校のね、幼稚園のところの上の情報について、集まって来た皆さんが意見を私に随分いただきました。その中で、やっぱり言われたのは、あそこも急傾斜に、30度の急傾斜に近いわけです。あれだけのところを、その幼稚園の年少、年長組、そして小学校の1、2年生が登れますか、奥村さん。というわけです。登れるはずがないじゃないですかと。だから海野小学校の、行かれたと思うんですけどもね、海野小学校の横から、寺のほうへ逃げる石の階段がつくられておりますけども、そういうふうなことを合わせて整備をしてくれないと、これはもう子どもたちが、まず子どもたちがよう登らんがなという、おそらく小学校3年生だったら駆け上がっていくと思います。だけど1、2年生、幼稚園の年長さん、年少組では無理だと思います。そこを引本幼稚園の先生が、もう一番心配しておるわけですよ。小学校の校長と。だから教育委員会もこれはしっかりしていただきたい。現地を見ていただき、すぐに、即座に現地を見てきていただいたのには、大変感謝をしておりますが、そこで小学校の年少者、幼稚園が、そこを逃げれるかどうかということまで踏み込

んで考えてくれないとね、これは3.11を受けた大川小学校の二の舞になるんじゃないですか。その点ではやっぱり、私はこの場を借りて指摘、ご指摘をさせていただきたいと思うんです。

それから、引本のタワーが2基つくってありますけども、このタワー及び引本の公民館の付近の人は、小学校のほうへ逃げてきたわけですけども、どれぐらい時間がかかったかという点は、掌握してないでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは掌握はしてないということです。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

理容さんのところで大体、即座に駆けつけてきて4分、それから100m向こうのところで、150mぐらいのところで8分、それで公民館の付近のところで10分以上はかかっているわけです。用意する時間を抜いてですね、それに用意する時間を入れれば1分とか、2分ぐらいかかっていくんじゃないかと、夜だったらもっと時間がかかるだろうということなんです。だから、もう今は引本の中心のタワーがですね、これはもう対応できないというふうに考えて、私はいんじゃないかと思うんですけども、高さ的には。だから、皆さんあそこに逃げずに、おそらく小学校へ逃げてきた場合にですね、もう後ろから波にのみ込まれると、町長は前に、その先回の質問に対して、津波の到達時間が20分というふうにお答えしているわけですけども、それはもう是正していただけますね。今現在、何分で津波が押し寄せてくるというふうに認識されているでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前回の20分というのはですね、8.7のときのですね、県のほうのシミュレーション等をさせていただいたのが、20分のところもあるというお話でございます。それで、それより大きくなれば、やっぱり早くはなると思います。それで、言わせていただいたのは、名古屋等の遠いところほど、時間が差が出るというようなお話の中で、県の想定が20分のところもあれば、15分のところもあるというようなお話をさせていただいたような記憶がございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

ちょっと違うけどね。ちょっとより大分違いますけども、なぜ、三陸沖と東紀州の沖と比べて、その津波の到達時間の違いは、どのようにお考えですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、学者でもありませんので、もう詳しくそこまではないですけど、とにかく私の基本的なところはですね、10分で逃げていただけるような場所をつくりたいと、しかしですね、これ地域的に、どうしても遠いところもございませぬ。そういった中ではですね、引本の商工会の上ですね、そういった外付け階段もございませぬ。それで津波の避難タワーもございませぬ。そういった高齢者の方へですね、どうしても行けない方はですね、やっぱりある程度一定のところまで命を預けることも必要ではないかと思っておりますので、そういったものに対してもですね、やっぱり活用していただくのも、1つの考え方ではないかと思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私も非常に迷うところではありますけども、やむを得なければ公民館の屋上ということも考えられると、地元の方が感想を述べておられますので、ただ、今の中ではね、低いので、やっぱりこれは高くすることを、一遍、検討していただきたいと思っておりますけども、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところでは考えておりませぬ。今申し上げましたように、今までも申し上げましたように、とにかく高いところへ登っていただく、その基本的な部分をやっております。その中でも、今、特に手すりなどですね、急なところ、危ないところを、まず手を入れているというのが現状でございますので、先ほど議員にも申し上げさせていただきましたが、まだで

すね、その基本的な部分も、まだこれから少しかかるものだと思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

いや、町長がね、今、その公民館のところにおいて、学校のところまで逃げ切れない人も事実上おると思うんですよ。だから、そういう人たちのことを町長がおっしゃられたものですから、私はそれに対して、そういう町長は、町としてもお考えお持ちでしたらですね、公民館は低いわけですから、もっと高くする必要あるんじゃないですかということを、私は言ったわけです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですから、今の段階では考えておりませんということであります。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

町長は学者じゃないと言われましたけどね、私はこれは非常に問題だと思いますよ。これは町長、あれじゃないですか、その命と健康を守り、その避難指示とか、あるいは避難勧告出せるのは町長、聞きましたら、県にも出せない、町長しか出せないということじゃないですか。だとするならば、今回のその紀宝町で起こったような、あるいは十津川、奈良の大塔町で起こったようなですね、深層崩壊も含めてですね、引本は深層崩壊の危険もあるわけですよ。それも含めてですね、刻々とその検証がされている三陸沖地震のですね、ことを頭に入れてですね、誰か、町長ができなければですね、部下に指示してでも、これは情報きっちり掌握してですね、新たな情報に基づいて、住民の命と健康を守る必要はあるんじゃないですか。私はその学者じゃないからということで、一笑に付されてはね、これは住民から選出された議員としてはきわめて、この今の回答にはね、私は納得いかないと思うんですけども、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですから、私、学者じゃないというのですね、いろいろなデータは新聞とかで読まさせていただきますけど、自分で判断できるような意味での学者じゃないということでございます。

それと、避難勧告等の問題ですが、確かに災害対策基本法で、洪水とかですね、水害は私が出すようになっておりますが、この3.11の大津波はですね、ご存じのようにJ-A L E R Tが、直接うちの防災無線に来ますので、大津波警報とかですね、そういったものが直接来ますので、私が指揮を取るとか、警報、もちろんそのことがあればですね。だけど、まず最初は国のほうから、そういったJ-A L E R Tを通じて来るということでございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

避難体制に対する全体的なことを、ちょっとお聞きしたいんですけども、時間もございませんので、各地区に東海、東南海地震は起こると考えているのか。起こるとするとその根拠は。そしていつ起こると考えられるのか。これ通告してありますので、地震と津波のメカニズム。それから、なぜ大津波が起きるのか等について、お答え願います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、大津波どうやって起こるかというところで、メカニズムということなんでございますが、プレート型境界地震を例にとり、ご説明をさせていただきます。一般的に地球表面を覆っているプレートと呼ばれる10数枚の岩盤が、マンツルの対流によって少しずつ動いております。プレートとプレートとの境界で歪みを起こし、その歪みから元の形に戻ろうとする力が一気に働いて地震を起こすと言われております。

また、大津波は、なぜ起こるかということですが、プレートが戻る動きによりまして、プレート上の海が盛り上げられ津波となる。したがって、プレートの規模やプレートが戻る動きが大きければ大きいほど、大津波が起こるものと解されております。

津波対策もおっしゃいましたか。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

東海地震はいつ起っても不思議じゃないと、そして、それについて連動する可能性がある

ということについての認識を、ちょっとお伺いしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ありません。どうも答弁漏れのようにございます。

認識は十分いたしております。東海地震 157年前ということで、東南海地震67年前、南海地震は65年前ということでございます。現在、30年以内に地震が起こる確立は、東海地震が87%、東南海地震が70%、南海地震が60%程度と言われております。特に、前者議員にもお答えさせていただきましたが、東海地震につきましてはですね、150年以上も駿河トラフがずれていないということで、非常に高い確率となっております。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

時間がございませんので、先回もテレビでやっておりました、その一番権威のあるところが、東京地震研究所ですね。それでこの中で言われているのはやっぱり、何が言われているか。その中の先生がですね、周期について 117にプラスマイナス35年と言っているわけです。もう 117年プラス35年が過ぎてるもんですから、これはもういつ来ても不思議やない。

それから、南海地震、東南海地震のその岩盤に、1940年の未破壊の部分が残されておりますから、それが連動する危険性が高いということ、それだけにやっぱり、町長、私はね、内閣府にも2回電話しました。中央防災会議、それから東北大学にも電話して、いろいろ聴き取りしました。それから三重大学、それから東京地震研究所の古村教授、いろんなところ徹底して私は叩いているわけです。だから、住民の命と健康を守るところの部署がですね、やっぱりきちっとした部署を設けて、それで、そのことをきちっとしてくれてないと、これはもうどんどん遅れてくるのではないかというのが、私の考えです。

それから、次に今の2番の各地区のというふうについて、ちょっと、通告してありました各地区のどのような津波対策を計画しているかということ、お願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

津波対策のことにつきましてはですね、いろいろな議員から何度もですね、ご質問いただ

いております。基本的にはやはり、より早く、より高くということでございます。これをモットーといたしております。そういうことから、いろいろと避難路整備のですね、条件を町として設定いたしまして、そういう中で、できるものからやっていくという姿勢でございます。

ですから、ハード、ソフト両面からですね、これは取り組んでいかなければいけない問題ですし、防災意識の継続ということからですね、講演会や、今後、自主防災との会議もですね、一生懸命やっていきたいと思っております。そういうことでございます。

それと、もう1つ、今言われているのはですね、やっぱり耐震化も必要ではないかと、より、この耐震化がないとですね、やっぱり逃げる前に潰されたりすることがございますので、こういったことにも取り組んでいきたいと思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

その耐震化についてですけども、その避難路の途中に、崩壊する危険があるのではないかと指摘されておるところがあるわけですけど、これはどこが耐震等願うするんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、個人の財産ということでしたら、やっぱり個人の方に、お願いしていただかなければいけないのではないかと思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

今回、その1千何百万円ですね、特例債除いて一般財源を使って県のほうへ申請した、うちの財産というのは1千何百万円と思いますけども、なぜこれだけの金額しか、工事の金額しか県のほうへ申請しなかったのでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと、その1千何百万円というのが、ちょっとわかりにくいんですが、9月定例会の

お話ですか。もう一度ご質問お願いします。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

これです。3,790万円のうちの、その特例債を除いた部分が、1,090万7,000円だと思います。このことについてです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それ県の負担、補助の部分の、県費持ち出しの部分でしょうか。ちょっとお待ちください。議長、すみません。議員、予算書のどこにその数字が1千何百万円というのがございますか、ご指摘願えますか。

9 番 奥村武生議員

23ページの補正額の財源内容、一般財源の下、1,414万462ですね。これ一般財源。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町の一般財源でございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

なぜ、私のいうのは、これだけの金額、これだけの工事しか、県のほうへ申請しなかったんですかと、なぜ、もっとたくさんの工事を申請しなかったのかということ聞いておる。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

工事自体はですね、これ一般財源が1,446万2,000円ということで、地方債等でやっております、これ修繕工事だけで一円が400万円、それで委託料が1,229万5,000円、工事請負費が3,315万2,000円、これらを足した金額が、防災関係の9月補正予算でございます。ですから、3,000万円、4,000万円、約5,000万円ですね。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

議事進行でよろしいですか。

川端龍雄議長

立って言ってください。

9 番 奥村武生議員

私の言いたいのは、全額が 4,880万 7,000円、特例債が 3,790万円でしょう。だから一般財源が 1,446万 2,000円しか使ってないわけですけども、なぜ、それは県へ申請して、県が補助金が出なかったのかということと、県から今回補助金が出なかったと聞いている。それと、なぜこれだけのことしか工事をしない、命と健康を守るについては、きわめて少ないんじゃないですかという、2つの質問なんです。

川端龍雄議長

奥村議員に言います。今のは議事進行にあたりませんので、質問のほうで処理します。

尾上町長。

尾上壽一町長

工事としてはですね、我々6月から9月までの間で、3カ月間ですね、できるであろうという仕事量を一生懸命出ささせていただきました。それともう1点、県の問題ですね。県の補助金はですね、この9月の段階では、まだ県がいくらこちらに負担していただけるということは決まっておられません。

ですから、これが一般財源が 1,446万 2,000円でございます。それと 3,790万円地方債で、借金で一応しております。これで、もし県がこの申請して出たらですね、その2分の1なり、どれだけカットされるのかわかりませんが、それは出たら財源更正ということで、最終的にさせていただくということです。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

最後の最後ですけど、かつてね、なぜ引本の旧魚市場、4年前、前から指摘しているわけですよ。引本の旧魚市場と、引本の赤石の児童公園のところが、堤防がボロボロなんですよ。何回も、これは奥山さんのときから指摘をしています。しつこいほどしております。にもか

かわらず、なぜ、このようなものになっているかということについては、非常に引本の住民の皆さんが、もう相当頭へきてます。それで2年前に県が調査に入ったときに、結局は、これでよろしい。調査をしてこれでよろしいですかということを示しておるわけですよ、町に。そのときに区長も立ち会ってるわけです。

だから、そのことを私には一切言ってきてないわけです。そのときにやっぱりこれでよろしいですかというのは、私も何回も質問しておるわけですから、やっぱりそこで、こういうふうなの来てますけど、いかがでしょうかということ、やっぱり言ってもらわないと、引本の住民も含めて選んでいただいた中から、不満が噴出しているわけですよ、この問題については。なぜ、そして町の若い職員、そんなに重大な引本の将来を左右するような、県からの、これでよろしいですかということについて、何で課長なりですね、あるいは次席なんか立ち会って、十分検討しないのか。はいはいって、カラスの行水で答えているというようなことをやっているから、引本の工事はおろそかにされているというふうには、私の考えなんです。それは結構調べましたけど。だから旧魚市場から児童公園までは、きわめてもうボロボロなんです。その辺を調査して、一遍、もう一度そこをどうするんかということ、県に聞いていただきたいんです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その部分ですね、維持管理等が、前の山本課長のときも、私も同行しまして、県のほうへは要望させていただいておるといことで、修繕工事等をお願いしているといことでございます。

川端龍雄議長

奥村君、時間が過ぎましたので。

9番 奥村武生議員

最後です。今、言ったのはちょっと違うのやけどもね。県が調査をして、これでよろしいですかと言ったのをですね、このとき若い職員、町の若い職員1人しか立ち会ってないんです。そこで、よろしいですよと言っちゃったから、ああいいんですねということになっちゃったわけです。再度、これ精査をしてやってほしいんです。いかがですか。これで質問終わります。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃいますけど、そんな若い方がですね、決裁権一切ございませんので、私にそういうものが通じてない限りは、私が県のほうへお願いしているような修繕工事は、そのまま続いていると思います。わかったというのは、どの時点でどういう内容がわかったか、私には今のお話だけでは、ちょっと理解できませんので、お願いはですね、修繕工事は以前もお願いしてますし、そこから向こうですね、私も亀裂も見ておりますんで、そういうことはお願いしております。

川端龍雄議長

時間が過ぎましたので。

これで奥村武生君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

開会は2時50分から、10分間。

(午後 2時 39分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 2時 50分)

川端龍雄議長

次に、6番 入江康仁君の発言を許可いたします。

6番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

今回の私の一般質問の通告は大きく分けて3つであります。1つ目は、終結が近づいてきた損害賠償事件に関して、2つ目は、紀北町の町民の生命、財産を守るべき行政が、また、町民目線での町政公約にしている町長が、町民を陥れる行政に異議を申すものであります。3つ目は、東日本の大震災を教訓にした避難路の増設、避難施設の新設に関してであります。

それでは、尾上町長に質問いたします。まず、第1の損害賠償事件についてであります。この問題については、私は7月の下旬から、いろいろと防災施設、避難路の確保のため、町内を回っていたとき、また、自治会活動の中で、入江、損害賠償の件はどうなっておるんや、町職員に聞いたってわかりやすい説明をせんからわからん。また、紀北町の広報紙での説明では大まかな経過説明だけで、内容も何もわからない。そういう観点から、9月の議会で一般質問でやってくれという、多くの町民の皆様からの要望を受け、質問をすることにいたしました。

私は、町議会の選挙において、紀北町の町議会議員に当選させていただきましたら、町民の声を議会に反映させます。また、紀北町町民の代弁者として、町民の声を議会に届けますという約束で、議員にさせていただきました。今回は、紀北町の町民の皆様は、裁判の真実、何が問題で、何が裁判の争点、また要点かと、町民の皆様はわかりやすいように質問したいと思っておりますので、町長以下答弁者は、わかりやすく端的に答弁をお願いします。

それでは、まず第1に、別紙の第1にですね、この町長、最高裁判所から戻し審の名古屋高裁での敗訴決定がくだされました。そのときにね、常識として相手方企業に対して、なぜ、謝罪しなかったのかと、これは当時、前奥山町長からですね、町長が町長選で当選したときに、その訳を引き継ぎ等で聞いてますか、答弁をお願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

謝罪のことについては、引き継ぎはございません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではですね、あなたは町長に当選したときに、なぜしなかった。当然の問題としてあなたは議員のときから、最重要課題と認識していたはずであるが、そこはどうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もですね、ちょうど裁判がですね、前訴から今の裁判に変わる前にはですね、やはり原告、被告判決が出たので、話したらどうですかというような考え方は持っていました。ただ、私になったときにですね、もう裁判が始まっておりましたので、原告、被告というところで、どっかで会うということはですね、適切ではないと思いましたので、議員とはそういった感覚の中でお話はしておりません。

6番 入江康仁議員

議員って。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

訂正いたします。先ほどの言葉を訂正いたします。原告、被告という立場でですね、お話しはしておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのですね、会うということではない、公式ですから、何もその秘密裏にやるんじゃないくて、本当にこの公式での態度として謝罪しなかったかということ聞いておるんですね。そこはどうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたような理由でですね、いや公式という場でおきましても、前町長がですね、そのとき判断したのが、その時点での判断だと思っておりますので、私はもう、今、裁判になっていることを真摯に引き継ぐという考え方でしたので、そのようにさせていただきました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

はい、わかりました。それではですね、この問題は紀北町の町民が起こした問題ではないんですね、町長。町長と町長部局の一部の執行者の条例の執行の間違いで起こった問題であります。またそのためにですね、訴訟費用は約1億円になろうとしています、それに対してはどのように思っておるんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは町長と町長部局というよりもですね、これはやはり町全体で当時、長島町時代だと思うんですが、今の損害賠償のほうですか、違いますか。ということではなしに、町全体の考えとして、議会の議決もいただいたうえでの行為だと思っております。

それと、お金のことにつきましてはですね、以前もお答えさせていただいたと思いますが、大変大きな金額がかかっております。町民の皆さんには負担をおかけいたしておりますが、裁判ということで、どうしても必要な経費だと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、自治懇談会などでですね、海山区、長島区の中で、勝訴に向けてという懇談会などで言うておりますが、その根拠となるものがあれば、示していただきたいです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

勝訴という言葉を使っておりますのは、今、裁判の中で主張させていただけるのが、認めさせていただくということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、それはね、勝訴になった場合はいいが、もし敗訴になって、賠償金額が明らかになった場合は、どのように責任をとるつもりでおりますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう、今、裁判の結果がですね、出ていない段階で、どのような責任ということはどうですか、適切ではないと思います。私の今の責任はですね、この裁判を住民の皆さんの納得いくように、こうやって私どもの主張が通るようにと進めていくのが、私の責任だと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、もう今回、淡々といきますから。淡々といきますから。それではね、水道水源保護条例をやはり正しく認識していくためには、現在の周辺の水量の使用状況、また水量の確保に関して把握しているのか、そこのところ説明してください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとお待ちください。

お待たせして申し訳ございません。橋倉副参事より答弁いたさせます。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

お答えします。まず、紀伊長島区の上水道でございますが、今、ちょっと資料のほう平成21年度分の水量しか持ち合わせておりませんので、21年度で報告させていただきます。総配水量につきましては184万7,405^m³、有収水量が123万8,483^m³となっております。で、有収率は67.04%でございます。

続いて、海山区の上水道でございますが、総配水量につきましては95万1,020^m³、で、有収水量が68万6,890^m³、有収率が72.23%でございます。

続いて、簡易水道のほうでございますが、古里道瀬簡易水道につきましては、総配水量が6万9,845^m³、有収水量が5万7,117^m³、有収率が81.78%でございます。

次に、三浦簡易水道でございます。総配水量につきましては、13万5,332^m³、有収水量が

9万 5,262^m、有収率が 70.39%でございます。

次に、赤羽簡易水道でございますが、総配水量が11万 7,088^m、有収水量が7万 373^m、有収率が60.1%でございます。

次に、十須簡易水道でございます。総配水量が2万 4,546^m、有収水量が1万 6,458^m、有収率が 67.05%でございます。

最後に、北部簡易水道でございます。総配水量が77万 5,869^m、有収水量が53万 8,571^m、有収率が 69.42%でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それはね、今言うたのは、今回の特別決算の中にも書いてありますよね。そうじゃなくて、私は言うてんのは、水道水源保護条例を正しくということはね、上水道の使用量、簡易水道の使用量や配水量を聞いているんじゃないんです。ここに水道水源保護条例に則って、指定区域の全体の、その量を聞いておるんです。だから、赤羽簡易水道、問題になっている。この周辺のね、地域指定の中の地下水の量を把握していますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはですね、以前のおそらく前訴の中で、いろいろと議論されているところだと思いますが、それについて、今現在、資料は持ち合わせておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、ちょっと議事進行で。

あのね、私は言うておる質問はね、議長。その係争中とかそういうもんは僕は関係ないんですよ、これ。これは水道水源保護条例に則って、その条例を制定している町そのものの、業務の仕組みの中で質問しておるんですから、係争中とか裁判のことを出さなくていいんです。裁判、裁判と私言います。だから、それとごっちゃごっちゃにせんと、私は水道水源保護条例に則っての、指定区域の全体の地下水の量を把握していますかということを書いておるんですから、そこのところ町長、別にこだわってせんでも、淡々と業務やっておったら答えら

れる範囲だと思いますんでね、議長。そのところちゃんと答えさせるようにしていただきたいと思います。

川端龍雄議長

議事進行ですのでお答えします。

そのように町長に質問していただければ、良いと思います。質問していただいて、お答えを願うようにしていただければ良いと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

赤羽のですね、水道の水源につきましてはですね、掘削して、そして水収支とか、いろんな条件をして、そこに水道の水源を求めたわけですね。そういう中で、赤羽の中では、やはり有水量は大変厳しい状況であるという判断でございます。今、先ほど申し上げました上水で使っている部分ですね。そういった部分で、それ以上はなかなか難しいのではないかとこの量でございます。総体的な量というのは、今現時点で資料というものはございません。持っておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、それはね、運営していくためにはどうしても把握してなけりゃならないところなので、もういいですよ。だから、調べておいてください。いいですか。

それで、当然ね、1つの例として問題となっている赤羽簡易水源地の区域に対しては、上流区域にある化成工場の水量を把握していると思いますが、どれぐらいの水量を使っていますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それも把握しておると思うんですが、今ちょっと、私は手持ち資料、課長持っている。持ってないです。ちょっとお待ちいただけますか。

川端龍雄議長

ちょっと、そのまま暫時休憩いたします。

(午後 3時 06分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 08分)

尾上壽一町長

詳しいというか、すべてわかるわけではないんですが、21年8月10日の調査によりますとですね、最大1日稼働時間、午前1時から午後2時かな。1日の、その日のですね、時間で199.5tとなっております。

6番 入江康仁議員

時間帯を教えてください。

尾上壽一町長

19時間となっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、とてもやないけど、この数字は違うと思う。どのような調査しましたか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

聞き取りによる調査でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

当然ですね、給水モーターの能力とか、それで配水管の管のインチを測ったら、能力とあれは出るんですね。そういうような調べ方しましたか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この資料だけでは、そこまでは読み取れません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

先ほどの町長の答弁でね、当然、今、厳しい状況だというんだったら、やはりその会社に対して毎日でもですね、水の使用量の報告義務とか、また紀北町からその中に入ってですね、もっとモーターの能力、それしたら必ず出る。これ 500 t、600 t の量じゃないですよ。その中で紀北町が指導義務が発生すると思われるが、一度でも化成工場に対しての水の使用量の報告や、水の使用量の指導をしたことがありますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

存じておりませんが、こういう聞き取りをしたということは、そういう接点があるものと思っております。

6番 入江康仁議員

存じてませんで、あんた管理のもとでやっておるんやろ、この条例は。やっとなか、やっておらんのかというん。問題に対して。

川端龍雄議長

入江康仁君、もう一度してください。こちらでちゃんと時計は考えておりますよって。

6番 入江康仁議員

それなら、やっておるのかね、町長、あなたこの水道水源保護条例の執行者ですよ。そのなかでは私は業務、また、そういう厳しい状況であると、あなた当然、言われた。水は、それでこの水道水源保護条例にもたくさん水を使う、この定められた指定業者だけではなくて、その他水をたくさん使う事業所もあてはまるように、今回、改正の中で入ってますよね。

だから、これははっきり言うて、この一番先に指導や監督するために、第一にモーターの能力、そして配水管のインチ、これで必ずわかります。それぐらいは把握するのは、町の仕事の範囲じゃないですか。水道水源保護条例をあなたつくって、それで町民、企業に課しておる以上ね、それを、条例をね。そこのところを言うておるわけですから、ちゃんと答えていただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった部分をですね、今後、調査もしていきたいと思います。調査もしていきたい。きちっと。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

問題起こっておる中でね、そういうのは、ちょっと無責任な答弁はちょっと、そやけど今回はね、あなたの考えだから、これ一回聞きおきます。

そういう中で、紀北町の水道水源保護条例は、水道法に基づいて作成しているということで、認識していいですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道法ではないですね、水質汚濁とかいろいろ、紀北町独自のあれをやっているということで、基づいてというのは、基本的にはですね、基本的には水道法、水道水源の保護についてでございますね。

6番 入江康仁議員

総則読んでください。ちょっと。

尾上壽一町長

ちょっと待ってください。はい、申し訳ないです。きっちり頭に整理できてないので、申し訳ございません。この条例は水道法第2条第1項の規定に基づき、紀北町民が安心して飲める水を確保するため、紀北町の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的とする。はい。

6番 入江康仁議員

はい、それで。今あなたの言うた答弁違ってたら、訂正せなあかん。

尾上壽一町長

議長、先ほどの訂正させてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、読み上げましたように、水道法第2条第1項の規定に基づいてつくっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そやけど大変な、これ、答弁ですよ、町長。あなたはこの条例制定する執行権のただ一任者が、総則も知らないっていうのも、これも問題です。そんな謙遜せんでもいいけどさ、まあまあ前に進みますわね。

それでは、紀北町は裁判所に提出準備書面において、森式水収支法は科学的証明ができる最新の方法である旨のことを言っているが、それでは水道法においての水道事業を行うについて、どのような科学的証明ができるのか、水道法に照らし合わせて質問いたしますので、紀北町の町民の皆様にもわかりやすく、端的に答弁をお願いいたします。質問の持ち時間の都合上、水道法の水質基準第4条を朗読していただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、お持ちでしたら、議員読んでいただいたらですね、私はちょっと持っておりませんので。

6番 入江康仁議員

担当課長から聞いたらええやないか、そのぐらいは。私も持ち時間の都合上と言っておるのやで。

尾上壽一町長

それじゃ副参事のほうから読ませさせていただきます。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

それでは、水道法の第4条でございます。水質基準につきまして書かれておりました、第4条では、水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならないとされております。1としまして、病原生物に汚染され、または病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物、もしくは物質を含むものでないこと。2. シアン、水銀、その他の有毒物質を含まないこと。3. 銅、鉄、弗素、フェノール、その他の物質を、その許容量をこえて含まないこと。4. 異常な酸性、またはアルカリ性を呈しないこと。5. 異常な臭味、臭いですね。がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。6. 外観はほとんど無色透明であること。2項につきましては、前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定めとなっております。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、今、朗読した1から6までの水質基準は、森式水収支法で証明できますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森式でできるかどうかという、これはいろいろなことですね、証明しておるんじゃないですか。森式ばかりじゃなしに、そういった井戸も掘ってですね、きちっとして決めたんじゃないですか、これ。

6番 入江康仁議員

だから井戸も掘ってというのは、経験法でしょう、それ言うたらええやないかな。それで、あんたわからんのやったらちゃんと説明してくださいよ。答弁してくださいよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ自体はですね、町がですね、水道つくる場合は、その水収支とか。

その水収支とかですね、経験法ともに、いろんなことを調べたうえで、その井戸を掘ってやっているものだと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6 番 入江康仁議員

この水道法に則ってと言うておるんですから、いろいろじゃなくて、何のためにということ
を明確に言ってください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その住民の生命、先ほどのですね、安心して飲める水を確保するために、このやっておる。
先ほど第4条の読み上げたものを、クリアできるようにやっているということではないでし
ょうか。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6 番 入江康仁議員

これさ、こんなこと言ったら何にも前に進んでいかなのでね、議長。議事進行は僕はした
くないです、はっきり言って、ね。したくないけど、この質問にきちんと答えられない。ま
たその中でね、私の質問が悪かったら、議長、注意してくれてもいいですよ。そやけど、僕
のが通ったたら、やはり答弁するのが、これ町長の責務やと思うんです、これ。私も最初
に述べたように、これ町民からわかりやすいように質問してくれというから、質問してお
るわけ。それで裁判の真実と。だから、その中で私は言うておるのは、この1から6に対して
は水収支法で、科学的証明はできますかと言っておるんですね。

そんなら、これははっきり言うてできないです。それだったらできんと言うてもうたらい
いん。そんなら、この調査はどのようになりますかと、なりますよ、これ。

川端龍雄議長

議事進行は結構ですけど、その質問と議事進行とわかりにくい場合がありますからさね。
どんどん、答弁が不透明な場合は言うてもうたら、こちらのほうで、またいろいろ時間のこ
とは加減します。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどいろいろなシアンとかですね、いろいろな問題につきましてはですね、やはりその水をとって分析せなあきませんから、それはやっぱり水をとって分析するという方法です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

だから、それは森式水収支法で証明できますかというの。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森式がどうのはわかりませんが、やっぱり現物をとってですね、その水質検査をしないと、それがどういうものが入っているかと、飲んで安心か、安全かというのは、わからないと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

わかりました。それでは先へ進みますわ。

そんなら、それまでね、今まで上水道、簡易水源地を設置するときに、申請書類をつくるために、どこの業者に委託していましたか。業者名と、調査費用をちょっと教えてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、現時点ではですね、そのところの資料もわかっておりません、持っておりませんので、ちょっとわかりかねます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あとで、そんなら資料出させていたいただきたいと思います。いいですか。

川端龍雄議長

実はね、資料の提出はね、このいろんな個人の資料の提出はできないと、議会からの場合は議会へ諮ってからということになってます。それで、町のほうで積極的に資料は提出する

というお考えがあれば、それでよろしいというもので、町のほうでちょっと聞きます。資料の提出、町のほうではできますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

調査、分析をどういうふうに行ったかという、話ですよ。

調べさせていただきます。

川端龍雄議長

答えそのように、町のほうから資料の提出させます。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、平成7年の此ヶ野簡易水道の新設にかかわる調査方法と、調査結果と、県への申請書と、調査委託料、そして平成11年の下地上水道の申請にかかわる調査方法と、調査結果と、県への申請書と、調査費用を、これまた答えていただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと今、現時点ではわかりません。

それと資料をですね、こうやって求められると、議会の場合ですね、事前に資料の提出ということを言われておりますので、これは議会のほうで事前に言っていただくということは、今現在持っておりませんので、その平成7年当時の資料までですね、今日の質問趣旨が損害賠償に係るということですので、そうやって平成7年とかですね、そういった資料、今ここにはございませんし、10年とっておくとか行政ございますよね。5年保存とか、そういうものの中にあたるのかどうかもわかりませんので、もしあれでしたら、そういうものを調べないですね、今、軽々にこう返事をできないのが状態でございます。もう平成7年当時になりますからね。答弁ももちろんできません、今、現時点では。

川端龍雄議長

もう一度、ちょっと質問していただかんと、町民の方もわかりませんし。

6番 入江康仁議員

じゃ、議事進行でいいですか。

川端龍雄議長

議事進行じゃなしに、質問してください。先ほど言うたように、ちゃんと。

6番 入江康仁議員

それじゃさ、もう確かに町長は、海山のほうであれだったけど、それに関してはですね、資料としては残っておるはずですよ。担当課のほうでこれわかっておるでしょう。だから、答えるのができないのやったら、あとで資料くれるというのやったら、これでいいです。どっちですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないですけどね、一般質問の趣旨からですね、平成7年まで遡ったりされますとですね、もう明らかに答えられないと思うんです。資料も持ってきてないですし、ここに明記してずっと書いていただいたらですね、通告書に、そういう手順もできたかと思いますが、損害賠償に係る全般に関してということだけ、今日、ご質問の内容いただいておりますので、それはもう用意することができておりません。だから、そういったものをですね、答えられるかどうか、資料もどこまであるのかわかりませんので、そういうものは調査、一応させていたいただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議事進行で、今のですね、今の町長の答弁は、損害賠償全般で、損害賠償だけだからと言うけど、そうじゃないですよ。損害賠償には、その前には産廃訴訟があって、現実、損害賠償の中においてでも、産廃訴訟のことも町から主張してますよ。だから、私は言っとんの。町から主張しておるから言っておるんですよ。そこのところ、あなた裁判、これあとまた響いてくる。副町長、わかっておるでしょう。あんたらプロジェクトチームをつくっておるのやから、あんたらの主張は皆、わかっておるでしょう。わかっておるでしょう。だから、あなたもあとで聞くけど、知らないのなら町長に教えてやってよ。その中で質問しておるん。

川端龍雄議長

入江議員、今、議事進行ということでお答えします。資料の請求は、この本会議において、この議会、委員会からではできませんけど、個人からできないということになっております。

この場で。その場合はやはり議会で、この場で諮って、皆さんが賛成多数なら、議会からとして今の資料請求できるような法になっておりますので、その点、ご理解、今の資料のあれどうしてもということやったら、この場でお諮りします。

6番 入江康仁議員

またあとであれします。

川端龍雄議長

質問をお願いします。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、次に進みます。

それでは、次にですね、許可申請の件にある第7条を朗読してください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと時間ください。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

許可の申請でございます。第7条、水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に事業計画書、工事設計書、その他厚生労働省令で定める書類、図面を含む。を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。第2項は、前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。1号としまして、申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）となっております。2号では、水道事務所のある所在地、3項では水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。4項では、第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。1号、給水区域、給水人口及び給水量、2号、水道施設の概要、3号、給水開始の予定年月日、4号、工事費の予定総額及びその予定財源、5号、給水人口及び給水量の算出根拠、6号、経常収支の概算、7号としまして、料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件、8号で、その他厚生労働省令で定める事項。

次に、5項でございますが、第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。1号としまして、1日最大給水量及び1日平均給水量、2号としまして、水源の種別及び取水地点、3号が、水源の水量の概算及び水質試験の結果、4号が、水道施設の位置（標高及び水量を含む。）規模及び構造です。5号が、浄水方法、6号が、配水管における最大静水圧及び最小動水圧、7号が、工事の着手及び完了の予定年月日、8号が、その他厚生労働省令で定める事項でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今、読まれましたですね、7条の中の4項の第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならないとなっているが、1の給水区域、給水人口及び給水量、5の給水人口及び給水量の算出根拠は、どのような方法で出すんですか。申請書類に記載できますか。どのような方法でやって記載できるんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとお待ちください。

今、現時点ですね、私、これ読ませていただいて、どういう形で出されているのかは、私は知りません。申し訳ございませんが。それで県のほうへ提出されるってということですか。それでちょっとですね、その辺についてはわかりにくいですね。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そんな答弁では質問できませんよ。業務そのものを否定しておることになりますよ。ほんなら今までつくってきた水源地に関する申請は、どのようなことをつくっておるんですか。それを水道法に則って私は質問しておるんですよ。こんな答弁やったら前へ進まんじゃないですか。法律に則って行政はやっておるんでしょう。まして、水道法に則れば、水道法の申請、だから私は担当課のあれも、今ちょっと無理じゃないかなということなの。だから、私は前水道課長の今の生涯学習課長の村島君と代われというたのや。把握しておるだろうと。これはちょっと無理ですよ、今のあれでは。だから、この答弁はきちんともらわなきゃ、私

も絶対引けませんよ、これ。私は間違った質問してないんですから、制定しておく、自分とらが水道事業やるときの認可ですよ、これ。次は認可してから、施設のところへ今度はいくんですよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入江議員ね、そのおっしゃることもよくわかります。ただね、私も言わせてください。これね、通告制なんですよ。だからね、水道事業のこの許認可とかですね、きちっとやっていただいていたら、私もですね、それに対しての資料も持ってきますし、いろいろやりますけど、例えば、これ今、水道の話ですけど、ほかの話になってもですね、通告を明確にさせていただかんとですね、ほかのまで全部わかっているかって、これ法律や皆やってですね、それはちょっと難しいんじゃないですか、答弁しろというほうが。いや、だからですね、これで水道法の許認可や施設設置について、どうなんやって具体的な通告制としてしていただければ、私もそういう準備も持ってきますし、町民の皆さんにお話もできますけど、これ例えば、環境の問題でも何でも一緒ですよ。そういった通告してもらうことによって、行き違いやこういった議会の遅延がないように、スムーズにやらさせていただく、これが私は基本的な考え、もしこれが水道のこういう法律に関してするよと言え、勉強もさせていただきますし、そういう資料も持ってきているかもわかりませんが、この通告制ということ、やっぱりある程度していただかないとですね、これ本当に今、急に、環境の話で、その施設整備の仕方をどうのと言われてもですね、答えようがないのは事実だと思うんですが、私。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議事進行。議長、今の町長の答弁いかがと思います。私の質問はですね、今までの私は担当課がですよ、簡易水源地つくるときに、普通やっている業務、仕事なんですよ、これ。私は別のこと言っておるんじゃないですよ。当然、担当課が水源地、上水道、簡易水源地、いろんなものをつくるときに、これに則って申請書類とか、そんなもの出すんでしょう。ただ、私は何も難しいこと言っていないですよ。そのままの仕事をやっておくことだけ、答えたらいいことを言っておるんですよ。それをさ、通告制だ何だって、そんな馬鹿なことないですよ。ちょっと待って議長、今のような答弁やったら。

川端龍雄議長

議事進行は簡潔にしてください。

6番 入江康仁議員

はい。だから、私の言っておるのは、普通業務のあり方を言っておるの。簡易水源地、上水道の申請はどのようにつくるんですかと、今、読んだとおりなんです。これは普通業務やっておるんです。今でもやっておるでしょう。最近、そんなら水道事業やったこと、施設つくったでしょう。あのタンクなんか、古里のタンク、貯水タンクなんかの申請、そのものがそうなんです。

川端龍雄議長

ちょっと議事進行と、そのタンクとはちょっと。やはり先ほどのね、一方的なあれやなしに、やはり町長のご答弁の、答弁というより、先ほどのあれの中でも、やはり通告制の中の細部のことを、やはり通告してあれば、先ほど町長も、答弁しないと言ってないので、やはり細部のことがわからないから、答弁の仕方がないというような、今のお答えでしたのでさね、その点は、また少し質問者のほうもご配慮いただいてさね、この辺を聞くことは積極的にこれへ表示して、そのようにしたら議事の進行も。

6番 入江康仁議員

これね、はっきり言うて僕の質問の仕方悪かったら指摘してください。そんなら。

川端龍雄議長

今、先ほど町長言われたように、やはり質問の通知の。

6番 入江康仁議員

これ業務の中のことを言うておる。普通業務ですよ。当然、答えられる問題ですよ。

川端龍雄議長

そこは入江さんがそう思っても、町長の答えられんというところもあるので、そのところは答えられるように、質問者が誘導というんか、上手にしていれば。

6番 入江康仁議員

質問せんなんのが、相手の答弁考えてせなあかんような質問ないですよ。それだったら談合やないかな。

川端龍雄議長

続けてください。

6番 入江康仁議員

続けてくださいって、続けやれんやないかな、こんなことやったら。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そんならね、最新のそんなら例出します。古里のタンクつくったね、貯水タンク。あれをつくるときにはどういような申請書類の中でやるんか。その設置事業計画等発注して、県の申請書類、皆、それはどのような手順でやるか、そんなら教えてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

繰り返しになります。通常業務と今、おっしゃいましたが、通常業務ですね、本当に 100 億円からの予算の中で、多岐にわたっておりますし、その手続きもすごい手続きがございます。そういった意味でですね、先ほど答えられないものもあるということでございます。まず、この古里のタンクのほうはですね、また資料どういう経緯でというのもですね、後ほど出させていただくことはできると思いますが、今現時点でですね、ここに損害賠償に係る全般とおっしゃっても、こういう古里のタンクの問題とかですね、そういうもの、もしもこれが損害賠償に係るものであれば、私としても答弁のほうはですね、いろいろ裁判にも影響あると思いますので、考えてやらなければいけませんし、ただ、通常業務と言いましても、大変、多岐にわたっておりますので、その辺はご理解していただきたいと、お願いするしかないんですが。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃね、私は通告して、議長、受け付けたわな。受け付けたあとで、それで今、こういうようなことを言ってきてね、通るのこれ。そしてもし町長の答弁やったら、なぜ担当が聞き取りに来ないの。質問したもんから行かんなんの。説明しに、こんなことやるよと。聞き取りには一回も来てないよ。そこのとこどう考えますか、これ。議長、議長教えてください。議事進行やで。そうやないかな、受け付けたのはあんたやろ。議長宛やで。

川端龍雄議長

そやけど、先ほど言うたように、細部に、町長の答弁は、答えられるようにというのやな

しに。

6番 入江康仁議員

そやで、答えられるようにと、私は聞き取りも何にも来ておらへんのに、そんなもん通らんやないかと言うておるの。

川端龍雄議長

やはり聞き取りの問題に対しても、やはりこれは談合やとか、いろんな問題もありますからさね。

6番 入江康仁議員

休憩、一遍やったらどうですか。休憩して、一回やったほうがええ、これ進まんよ、これ。次の。

川端龍雄議長

町長、どうですか。今の対処にはお答えは今後続けてできる。

尾上壽一町長

続けてというよりですね、やはり私としては、この通告された中でですね、例えば、水道業務に対してとか、ほかの議員の皆さん、1、2、3、4、5、6とかですね、いろいろ書いていただいております。そういった書き方をしていただければ、入江議員がおっしゃるような質問にも、こういう時間をとらすことなく答えられたとは思いますが、その辺は、お許しいただきたいと思っております。そういうことじゃないとですね、例えば、これがほかのことに及んでもですね、それからどんどん中へ入られたり、幅を広げられて関係あるよということでは、本当に申し訳ないですけど、今の私の能力ではお答えできない部分が、多々あるかと思っております。そういった意味ではですね、誠に申し訳ございませんが、こういった深く入ってまいりますと、答えきれない部分もあるということをお許し願いたいと思っております。

川端龍雄議長

ここで、暫時休憩します。

4時再開いたします。

(午後 3時 40分)

川端龍雄議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 3時 57分)

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの件につきましてはですね、副参事のほうで答えさせていただきます。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

大変、申し訳ございませんでした。認可の申請等につきましては、役場のほうで業者さん
にお願いしまして、また、その業者のほうは調査等は多分ボーリング調査をやって、そ
うい
うの出している、ボーリング調査をやって、数量等を定めておると思っています。はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そんならあれですね。専門業者に委託するという認識でいいんですか。

川端龍雄議長

水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

そのとおりでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、その専門家の方法はですね、申請書類の事項記載には、言うたら揚水試験、つまり経験法でやるという業者だけであると聞いておりますが、その認識でいいですか。

川端龍雄議長

水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

そのとおりでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ここは淡々といけるんやで、真面目に答えてくれたら。

それで、5項のですね、第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならないとなっていますが、1、2、3、4ですね。これに関しても同様の委託業者の揚水試験、つまり経験法でやるわけですか。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

そのとおりでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、その4項、5項に関しては、今、答弁いただいたけど、その森式水収支法では、いいか悪いかは別としてね、やはり県の、国の申請書類に、認可申請書類には記載はできないと、事項記載は森式水収支法ではできないということでもいいですね。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

記載できないというよりも、うちが井戸を掘る場合ですね、今、副参事が申し上げたようにボーリング調査をして、水量や、そういう安全に供給できる水、水質、水量の確認を行って、工事しているということです。

森式とかですね、個人的なその名前が出てきますと、裁判のほうにかかってきますんでね。

そういうことからしますとですね、その表現が難しくなってきますんで、裁判にかかわることはですね、やっぱり今までの審査の中でやっておりますんで、裁判のほうのですね、また、その陳述したという、準備書面とですね、食い違いが出てくると困ります。今、準備書面持って勉強しておるわけではないんで、その辺までは、今、現状で町が井戸を掘削する場合ということで、お答えさせていただいております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、町長、森式水収支法というのは、あなたたちが出してきて、立証せなあかん立場ですよ、町長。それで裁判所に出す準備書面というのは、私、何回も言ってますけど、弁護士というのはあなたの代理人なんでしょう、代理人でしょう。書いていることはあなたの意見として出しているんでしょう。それをわからないとか、それは町民の税金を億に近い金を使ってきて、ちょっとそれは答弁としては、あまりにも無責任過ぎないですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。今のは町に対することとございまして、その裁判のほうにつきましてはですね、その森式の水収支ということを活用させていただいて、準備書面等で書かさせていただいております。そういった意味では、町の水道を行っていく場合と、こういった裁判で今、議論している部分とはわけていきたいと思えます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いや、裁判と実務行政も一緒なんですよ、町長。そして森式水収支法では、先ほど言われました揚水試験はできません。あくまでも広域な流域に対しての計算式だけです。だから、これに対する水道法に則る施設、水質基準というのは、森式ではできないんです。また、三重県のほうでも言ってます。そのような森式だけの計算方式では、その事項記載は一切できないと、また、そういうようなもんは受け付けたことないと、はっきり言ってます。そこはどうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことからですね、町の井戸を掘削するときはですね、ボーリング調査を行って、業者にそういったものをお願いしているということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうですね、ボーリング調査するという事は、経験法でやっているということでいいですね、認識はね。ちょっと答えて。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ、次に移ります。

次にですね、楠井弁護士に相談しにいったときの復命書を、ちょっと朗読していただけますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった部分になりますと、裁判のことにしますので、控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これ控えさせますってね、町長、これはもう皆に出しているもんですよ。復命書、これ。皆、公表しているもんですよ。それで紀北町から議員に配付しておるもんですよ。なぜ、拒否する権限が出るんですか。

川端龍雄議長